

平成30年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第9日（平成30年 6月19日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 甲藤 眞君 | 2番 | 田中 耕之郎君 |
| 3番 | 細川 博史君 | 4番 | 前田 晃君 |
| 5番 | 浅尾 公厚君 | 6番 | 森 一美君 |
| 7番 | 小川 豊治君 | 8番 | 西原 強志君 |
| 9番 | 永野 裕夫君 | 10番 | 岡崎 宣男君 |
| 11番 | 仲田 強君 | 12番 | 武藤 清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介君 | 局長補佐 | 中嶋 由美君 |
| 議事係長 | 前田 利実君 | 主幹 | 出口 直人君 |
| 主幹 | 岡本 学君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |        |                    |        |
|----------------|--------|--------------------|--------|
| 市長             | 泥谷 光信君 | 副市長                | 磯脇 堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 横山 周次君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員心得 | 沖 比呂志君 |

|                     |         |                         |         |
|---------------------|---------|-------------------------|---------|
| 企画財政課長              | 横山 英幸 君 | 総務課長                    | 野村 仁美 君 |
| 危機管理課長              | 岡田 敦浩 君 | 消防長                     | 上原 由隆 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長       | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                  | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長              | 吉永 敏之 君 | 市民課長                    | 中津 恵子 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長   | 田村 善和 君 | まちづくり対策課長補佐             | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長              | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長    | 二宮 眞弓 君 |
| 水道課長                | 楠目 生 君  | じんけん課長                  | 小松 高志 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 岡田 旭生 君 | 収納推進課長                  | 西原 貴樹 君 |
| 教育長                 | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長                  | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長              | 伊藤 牧子 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 亀谷 幸則 君 |
| 選挙管理委員会<br>事務局長     | 井上 美樹 君 | 監査委員事務局長                | 文野 喜文 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、平成30年土佐清水市議会定例会6月会議第9日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の前田 晃です。

通告に従いまして、早速2点の質問をさせていただきます。

まず1つ目は、ごみの収集にかかわる質問です。初めから私ごとで大変申しわけありませんけれども、我が家のごみ出しにつきましては大体私の仕事になっておりまして、週2回の可燃ごみの収集日には、家じゅうのごみ集めをしております。夫婦2人の生活ですけれども、毎回Mサイズのごみ袋がいっぱいになりまして、そのごみ袋は、ごみステーションが50メートルほど離れていますので、軽トラックで毎回運んでおります。また、瓶・缶につきましては、指定日にごみステーション、そしてそれ以外の新聞紙や雑誌、段ボール、ペットボトルなどは資源ごみとして、たまったときに旧中央公民館のごみ置き場へ出しています。私は、家庭ごみの

処理は、どの家も大体我が家と同じようなものだろうと思っていましたけれども、ある市民の方から、自分たちの地区にはごみの収集車は来ていないという話を聞きました。市内のどの地区にもパッカー車が入ってごみの収集をしているものとおっしゃっていましたから、これを聞いたときには意外に思ったことでした。

そこで環境課長にお尋ねをいたします。本市ではごみを収集していない、すなわちパッカー車が入っていない地区があるようですけれども、それはどの地区で、またどのような理由でそうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

環境課長。

（環境課長 田村善和君自席）

○環境課長（田村善和君） お答えします。

現在、ごみの収集を行っていない地区は市内で9地区あります。地区名は、大川内、有永、珠々玉、木ノ川、坂井、横峯、松山、藤ノ川、鳥淵となっています。

次に、収集をしていない理由ですけれども、ごみの収集を始めた当初から未収集であったようで、古いことでありまして資料が残っておりませんので正確なことはわかりませんが、道路が未改良で収集車が入れなかったことや、距離が遠く非効率だったことなどが主な理由ではないかと思われます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ごみを収集していない地区が、今9つあるということとですね、その理由は道路が狭くて車が入れない。そして効率の問題というようなお話だったと思います。

続けて、環境課長にお尋ねをいたします。これらの地区では、ごみの収集をしていないということですが、それにかわる何らかの代替措置とございますか、かわりの措置をされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（仲田 強君） 環境課長。

（環境課長 田村善和君自席）

○環境課長（田村善和君） お答えします。

以前から、おのこの家庭で自家処理で堆肥化したり燃やしたりしていたものと思われますが、平成15年度から適正に処理していただくよう、一世帯当たり年4,000円の補助金を支出しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ごみを収集しないかわりに、一世帯当たり適正な処理をとということで、年4,000円の補助金を出しているというお話でした。市は、これらの地区の家庭ごみは、結局各自がこの補助金を利用して処理をするということを期待されていると思います。

続けて、環境課長にお尋ねをします。それでは、このごみ処理を任されているこれらの地区では、実際にごみをどのように処理をしているのでしょうか。把握をしておればお聞かせください。

○議長（仲田 強君） 環境課長。

（環境課長 田村善和君自席）

○環境課長（田村善和君） お答えします。

先ほどの答弁でも少しふれましたけれども、以前から堆肥化したり燃やしていたりしたものとありますが、平成15年度に環境への悪影響の懸念から、地区外となりますが最寄りのごみ収集ステーションに指定袋で出してもらうようお願いしております。その際、新たに必要となるごみ袋の費用として、一世帯当たり4,000円の補助を行うようになったと聞いております。また、粗大ごみや不燃ごみについては、年2回収集に入っております。

なお、最寄りのステーションまでの距離は、遠いところで約8.7キロ、近いところで約2.7キロとなっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。ここの9つの地区についてですけれども、いずれも本市を流れる川の上流部にありまして、いわゆる限界集落に当たるのではないかと思います。高齢者の割合が高くて、ひとり暮らしの方も結構おられます。高齢の皆さんにとっては、このごみの処理や運搬が大変大きな負担になっておりまして、私が聞いた範囲では、このごみ処理については、全てではありませんけれども、課長の答弁のほかにも、畑に埋めたり燃やしたり、また近くの野山に捨てるなど、昔ながらのやり方で処理をしているというお話も聞いております。

皆さん御承知のように、このごみを燃やすとダイオキシンなどの人体に有害な物質が発生するために、今は野外焼却、野焼きは原則禁止となっております。また、ごみを埋めたり捨てたりしますと、生ごみなら地中のバクテリアに分解され土に戻りますけれども、ポリ袋やポリ容器といったプラスチックごみは、分解されませんので半永久的に地中や野山に残ることになっ

てしまいます。また、近年では新聞でも今取り上げられておりますけれども、海に流れ出たプラスチックごみを海の生物が誤って食べたり、また波によって細かく砕かれた直径5ミリメートル以下のプラスチック、これをマイクロプラスチックと呼んでいるようですけれども、このマイクロプラスチックが世界中の海に拡散をして、海の生態系へ深刻な影響を及ぼして大きな問題になっていると言われております。

市長にお尋ねをいたします。ごみの処理と環境の問題につきましては、本市では過去に焼却場のダイオキシン問題などもありまして、市としても特別な注意を払って対応していると思っておりますけれども、このごみ処理と環境への影響について、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ごみを収集していない地域が9地区、それも私の地元の下川口が8地区含まれておりますので、より実態を詳しく、この処理の仕方を詳しく調査をしなければならぬと思っておりますが、このごみの処理と環境汚染について、確かにごみを自家処理することについては環境への悪影響が懸念されると思っております。そのため、市といたしましては、最寄りのステーションに指定袋で出してもらいをお願いし、必要となるごみ袋の費用の補助を行っているところでありますが、不法投棄、これにはつながらないように住民の方々にごみの適正な排出をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） このごみを焼いたり捨てたりすることは、今市長の答弁にもありましたけれども、言うまでもなく自然環境の汚染につながっていきます。ごみ処理を任されているこれらの地区の方々の中には、先ほどお話もありましたけれども、この4,000円の補助を使って、一週間分のごみを最寄りのパッカー車の来る隣の地区まで車で運んでいるという人もいますというふう聞いております。そういう点では、市の意図もある程度皆さんの中に浸透しているのかなというふうに思うわけですが、しかし住民の誰もが、車を運転できるわけでもありません。車でごみを運ぶことができない皆さんは、自家処理というふうに言いましたけれども、結局自分でごみを処理するほかなく、ごみを近場で焼くか捨てるかということになってしまいます。それは地区の皆さんにとっても、また市にとっても意に反して環境汚染を広げることになってしまっているということになるのではないのでしょうか。

本市が全国に誇れるものは、何といたしましても豊かな自然です。人間の手がそれほど加えられていない海・山・川などの自然が残されていることが大きな魅力だと思います。本市の観光も漁業を中心とした地場産業も豊かな自然環境があって初めて成り立つものであり、この6月

会議初日に市長が力を込めて訴えました、ジオパークも同様であります。だとすれば、ごみ処理を各自に任せることで、結果的に環境汚染を放置することになっているとすれば、一刻も早く、それを改善する必要があるのではないのでしょうか。

環境課長にお尋ねをいたします。環境汚染につながるような自力でのごみ処理を余儀なくされている9つの地区にも、他地区と同じように、収集車によるごみの収集ができないものでしょうか。例えば、2トンのパッカー車が入らないということであれば、坂井方面は、今道路整備がされて2車線化が進んでおりますので入らないということはないと思います。それから、有永、珠々玉も、昔はバスが走っていた路線ですので、これも通れないことはないと思うんですけども、それでも、パッカー車が入らないという小さいところ、細い狭いところもあると思いますので、その場合は軽トラック、これは委託業者か、あるいは市にも軽トラックがあるというふうに聞いておりますので、その車を構えて、該当地区からパッカー車の来る地区まで、その軽トラックでごみを運ぶということはできないのでしょうか。また、通常地区は週2回のごみ収集ということですが、もし2回が難しければ週1回の収集、あるいは2週間に1回の収集ができないものか。そういった形で対応できないかをお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 環境課長。

（環境課長 田村善和君自席）

○環境課長（田村善和君） お答えします。

9つの地区ですけれども、現在も、粗大ごみや不燃物について年2回程度収集に入っておりますので、収集に行くこと自体は可能であると考えます。

次に、収集日を調整して対応できないかということですが、経費について、ざっくりとした概算ではありますけれども積算してみますと、9つの地区に週2回収集に行った場合、年間約540万円程度、週1回で270万円、2週に1回で約135万円程度の委託費が必要になると思われます。また、収集業者が新たな地区に定期的に収集に入ることになると、人力的なこととか、また道路が狭いですので交通事故の危険性なども課題になると考えられます。

今後、住民の方々の意向や種々の条件を踏まえながら、また、四万十市などにも山奥のほうになりますと、やはりステーションまで何キロもあるというようなところもあるそうですので、そのような事例も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。道の狭さは考慮の対象外ということで、や

っぱり予算的なものだろうというふうにね、そういう答弁だったと思います。2回入れば540万円。1回で270万円。2週間に1回だと135万円の新たな負担が生じるというお話でした。計算をさせていただいてありがとうございました。

私、これちょっと見ながら素人判断ですけれども、週1回であれば、まあこれ3つの川、貝ノ川、宗呂川、下ノ加江川の3つの川に沿った地区ですので、この3つの系統を軽トラ1台で、週1回であれば対応できるのではないかなということも考えています。例えば、宗呂方面、西の方面は月・木が家庭ごみの収集日ということになっていますので、宗呂川方面を月曜日に入る。それから貝ノ川方面を木曜日に入る。それから下ノ加江川、大川内については火・金が収集日になっていますので、どちらか1回入るということであれば、月、火、金という一日で、ちょっとハードスケジュールにはなりますけれども1台の軽トラで対応できるのではないかなというようなことも考えました。もちろん人件費がかかると思います。事故を懸念しての保険の手続なんかも要るかと思いますが、これもちょっとそういう点も含めて、ぜひ他市町村のことも参考にしながら検討したいということですので、検討していただいたらというふうに思います。

私は収集のない地区の方の要望があつて、今、収集車によるごみの収集をお願いし、質問もしているんですけれども、ただこれらの地区では、長い間、このごみ処理の補助金が4,000円が当たり前になっているでしょうから、今のままでいいという方もね、おいでるかもしれません。その点では、地区でごみ処理収集について、話し合いをして、その意向を確認することも私は大事だというふうに思っております。

しかし、この住民任せのごみ処理が環境汚染につながる可能性があるという認識に市が立つのであれば、ここは大いに指導性を発揮して、私は明確な方向、家庭ごみは自前で処理をさせない。焼却や投棄はさせない。そういった明確な方向を市は示すべきだというふうに思います。ジオの認定を受けようとする本市が、海や川にはポリ袋が浮いているとか、野山にはごみ焼の跡があるということでは話にならないと思います。

市長にお尋ねをいたします。このごみ処理の問題は、本市の豊かな自然環境の保全にかかわる問題であり、市長の強力な指導性が求められていると思います。ごみ収集が行われていない地区への今後の対応、対策について、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 具体的な方法について、御提言をいただきましてありがとうございます。基本的に、この一般廃棄物の適正処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などにより市町村に義務づけられているものであります。先ほど、環境課長も答弁いたしました、住民

の方々の意向や、それから先ほど課長からの答弁があった課題、これをしっかりと整理して、不法投棄などが自然環境の悪化につながらないように、それを基本におきまして、現行のままでもいいのか、この場合は、先ほど議員が言ったように、しっかりと指導していかなければならないということもあって非常に難しい問題であると思います。また収集に入るのか、新たに。別の方策はないか、そういったことを、しっかりと住民の方の意見もしっかりと聞いた上で検討していきたいと思っています。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） どうぞよろしくお願いをいたします。土佐清水市民である以上、市内のどこに住んでいても、ごみ処理にかかわる行政サービスを公平に受けるということができなければならないと思います。そういった行政サービスの公平性と、そして本市の財産ともいえる豊かな自然環境の保護、保全のために、市内全域でごみの収集ができるよう、前向きにぜひ検討していただきますことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

2つ目は生活保護にかかわる質問です。私はこの4年間に多くの相談を受けましたけれども、その中には高齢者の方の生活相談がよくありました。その内容は、とにかく年金が少なく、月6万円で生活をしている御夫婦もいらっしゃいました。月3万円で生活をしているひとり暮らしの方もおいでました。とにかく年金が少なく、食べることに精いっぱい、税金や水道、電気代が払えない。病気になっても病院に行けない。葬式にも出られない。貯金もなくなって子供にも頼れず、もう暮らしていけなくなったという内容でした。真面目に一生懸命働いて子供を育て上げ、そして地域社会にも貢献をして、なのに老後は食べる物にも事欠く生活を余儀なくされ、疲れ果てた様子に大変胸が痛みました。そんなとき、私は憲法25条で保障された権利であります生活保護を勧めました。生活保護を受ければ全てが解決かといえば決してそうではありませんけれども、医療費や介護費、税金が免除されますので、それは生活上の大きな支えとなります。しかし、それでも生活保護の利用をちゅうちょする方もおいでまして、市民の皆さんの中には、まだこの制度への誤解や偏見が残っているようで、問題の複雑さも感じました。

そこで少しでも生活保護制度への理解が進み、誤解や偏見が薄まるきっかけになればと思います。質問をさせていただきます。この4月に厚労省から2016年、平成28年度の生活保護の状況についての発表がありました。それによりますと、28年度の生活保護世帯数は、前年度から0.4%ふえて163万7,045世帯となり、24年連続で過去最多を更新したということでした。中でも高齢者世帯の生活保護がふえ続けていまして、28年度は83万7,029世帯となり、全体の51.4%を占めたということでした。ここにも高齢者の貧困の広がりが示されて

いるように思います。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。本市における直近の29年度の生活保護世帯数と高齢者世帯の割合、また生活保護を受けることになった理由などについてお伺いをしたいと思えます。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えいたします。

29年度というか、平成30年6月1日現在の本市の被保護世帯数ですけど、178世帯206人で、高齢者のいる世帯が126世帯で全体の70.8%、高齢者のみの世帯が117世帯で全体の65.7%、高齢者の単身世帯が108世帯で全体の60.7%となっております。

受給の理由については、傷病や無年金等いろいろありますが、やはり高齢世帯で年金収入が最低生活に満たないということが一番多い理由となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。本市でも生活保護に占める高齢者の世帯の割合が高いと。30年6月時点で126世帯の70.8%ということですね。全国の平均から比べてもかなり高率ではないかと思えます。また、年金がない、低いということも共通の傾向だと思えます。総じて土佐清水市の場合は、高齢化率が高い分だけ両方とも全国平均以上になっているのかなということを思いました。

ところで、この利用者に支給されております生活保護費についてですけれども、国が定めた最低生活費、生活保護基準といいますが、これに足りない分を支給しているということになりますけれども、この基準となります最低生活費は都市と地方、また世帯の構成や年齢などによって異なっています。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。本市は、3級地の2ということのようですけれども、最低生活費は幾らに設定されているのか。ここでは、高齢者に絞って、65歳夫婦世帯、65歳単身世帯、75歳夫婦世帯、75歳単身世帯の4つのケースについて食費などの生活費に当たる生活扶助費の基準額についてお伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えいたします。

最低生活費、生活扶助費のみですけど、65歳夫婦世帯が9万6,330円、65歳単身世帯が6万4,480円、75歳夫婦世帯が8万8,950円、75歳単身世帯が6万310円となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 続けて福祉事務所長にお尋ねをいたします。生活保護には、今お話しいただいた生活扶助のほかにも幾つかの扶助がありますが、その概要について簡潔に御説明ください。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えいたします。

生活保護のその他の扶助については、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助などがあります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 生活保護の世帯ですけれども、最初説明いただいた生活扶助に加えまして、例えば借家、家を借りているのであれば住宅扶助、就学中の子供がいれば教育扶助、その他医療扶助など、必要に応じてそういった扶助費が加算され支給されることになっておるといふことであります。

続けて福祉事務所長にお尋ねをいたします。高齢者が本市で生活保護を受ける場合、月額でどれくらいの収入、年金が目安になるか、ボーダーラインになるのでしょうか。さっきと同じ4つのケースでお伺いをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えいたします。

申請する世帯によって、先ほどの生活扶助に世帯ごとの家賃や医療費、介護に必要な費用などを加算して要否判定します。人数や年齢ごとにも各世帯ばらばらで違ってきますので、ボーダーラインを出すということはなかなか困難です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 生活保護を受ける場合は、年齢や人数といった世帯構成だけでなく、個々のそれぞれの条件、今、所長がお話になりましたけれども、持ち家か借家か、決まった医療費があるか、介護の支出があるかとか、さまざまな個々の状況がありますので、月収がこれぐらいだと生活保護が受けられるというラインは、これは決められないんだというお話だったと思います。

ただ、私、ネットで今便利ですね、調べてみますと、さっきの生活扶助費に住宅扶助費を加えた額が一般的には最低生活費だというふうに言われているというふうに書いておりました。それが正しいかどうかわかりませんが、基本的にはそこだろうというふうな押さえをしますけれども、そうしますと、さきの答弁にありました65歳夫婦世帯でいいますと、生活扶助がおおよそ9万6,000円です。借家であれば生活扶助費、上限が2万9,000円言いましたかね、住宅がね。足しますと12万5,000円ということになります。大ざっぱですが、そのネットの資料に基づけば、最低生活費が本市の場合は12万5,000円ということになります。これに医療費など毎月必要な経費を加えた金額当たりが、個々の生活保護を利用できる収支のボーダーラインということになるかと思いますが、そんな理解でよろしいんですか。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） はい、そのとおりです。

○議長（仲田 強君） 前田君。答弁求めるときは答弁で求めて。そこで答弁求めないようにしてください。

○4番（前田 晃君） わかりました。そういうことのようにです。じゃあ、そうしたら65歳単身世帯、それから75歳夫婦世帯、それから先ほどお話しました75歳単身世帯の場合も、同じように考えれば大体のボーダーラインが見えてくるということだと思います。

ところで、ことしは5年ごとに行われます生活保護基準の見直しの年になっておりまして、この10月から主に生活扶助費を対象に、総額210億円の削減が行われようとしております。5年前には総額850億円の大幅な生活保護費の削減がありまして、今回はそれに続く引き下げになるために、生活保護世帯にとっては大変厳しい見直しとなっています。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。今回の生活保護基準の見直しの概要と、見直しによる本市の生活保護世帯への影響についてお伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えします。

見直しの概要としましては、一般の低所得世帯の消費実態との均衡を図り、生活扶助基準の

見直し、増額減額。そのほかに児童養育加算の見直し、母子加算の見直し、教育扶助のクラブ活動費の引き上げ、入学準備金の引き上げなどが主です。

今回の見直しによる影響ですが、国全体では生活扶助が上がる世帯が26%、変わらない世帯が8%、下がる世帯が66%と見込んでいますが、本市では、世帯によって金額の幅はありますが、上がる世帯が約83%、下がる世帯が約17%で全体の平均でいいますと約3%程度上がる見込みとなっております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 今、内容の説明をいただきました。今回の見直しでは、おおよそ7割の世帯が引き下げになり、全体的には、都市部の生活扶助費が引き下げられて、地方は引き上げられるということのようです。本市は3級地の2ということですが、先ほどお話ありましたけれども、この生活扶助費が大体上がるグループに入っておりますので、それはそれで大いに結構だというふうに思います。

しかし、地方の生活扶助費が上がるといっても、これは都市部と比べましてもともと非常に低過ぎたというところもありますし、この間大幅な生活保護の引き下げがあったわけですので、上がるのが当然といえば当然だと思います。これまでの引き下げの経過からすれば、0.3%の引き上げ、数百円程度の引き上げだというふうに聞いてますけれども、それどころかやっぱり平均して、2万円から3万円ぐらいの引き上げがあっても当然ではないかなというふうに私は思います。

市長にお尋ねをいたします。生活保護制度と申しますのは、憲法25条に基づいた、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度で最後のセーフティネットだと言われております。貧困による高齢者の生活保護世帯が増加する一方で、今お話ししました生活保護基準が引き下げられるなど、この制度がセーフティネットとして機能するには課題が山積しているように思います。この生活保護制度についての市長の基本的な認識についてお伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私も平成8年から10年まで3年間、福祉事務所のケースワーカーとして、この生活保護の担当をしておりました。その経験から言わせていただきたいと思います。ですが、当時は、今178世帯生活保護ということなんです。当時はまだ20年前なんです。80ケースから100ケースぐらい、今の2分の1程度の件数でありました。ただ、しかし、中身がとえば、傷害事件の常習者であったり、育児放棄など、本当に問題ケースがたくさんありまして、非常に心を痛めながら仕事をしたという経験があります。

今回の生活保護行政にかかわっての前田議員の質問の前に、今回の保護基準が改正される、こういった中で、勉強のために「しんぶん赤旗」より、衆議院の予算委員会の志位委員長と安倍首相との基本的な質疑を拝見しておりますので、前田議員の質問の趣旨というのはよく理解しておりますので、前向きな答弁をさせていただきたいと思いますが、基本的な認識、これはもうはっきりと法に書かれて明記されておりますので、資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度だと、そういうふうに認識しております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。市長が国会での志位質問を学習したと、勉強したということで、大変私も感銘を受けました。よく勉強されているなというふうに思います。

この今回の見直しですけれども、一番の問題は、先ほど所長の答弁にもありましたけれども、所得の少ない下位、下の10%層に合わせて、この生活扶助費を引き下げているということがあります。比較されている、この最低所得層の人たちというのは、最低賃金で働く非正規の若者も多くて、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアに当たる人たちです。総務省の調査でも、彼らの実質所得といいますのは、この15年間下がり続けておりまして、まさに貧困の最低ラインにあります。この層の消費水準に合わせて、生活保護世帯の生活扶助費を引き下げることになりますと、先ほど市長もお話しましたが、この憲法25条の健康で文化的な生活を担保する生活保護基準を際限なく引き下げることになってしまいます。

ある新聞報道によりますと、今回の引き下げについては国連の人権専門家からも最低限の社会保障を脅かすもので、ますます多くの人々を貧困に陥れることになると警告を受けているそうです。政治の役割は最低所得層の人たちの収入を引き上げて、貧困と格差を解消することにあると思います。それを放置したまま、その低い水準に生活保護基準を合わせることは、政治の責任を放棄することになるのではないかと思います。

そこで市長にお尋ねをいたします。今回の生活保護基準の見直しは、本市では若干の引き上げになるものの、全体としては保護基準の引き下げであり、生活保護世帯の生活を脅かすものとなっております。また、保護基準の引き下げは厚労省も認めていますように、最低賃金や就学援助など、他制度とも関連をしており、引き下げにより国民生活への影響も懸念されているところであり、市民の命と暮らしを守るために、市長には社会保障費の削減と、この生活保護基準の引き下げを行わないよう、要望としてぜひ国へ上げていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（仲田 強君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 社会保障費の充実、これにつきましては、毎回の市長会を通じて国へ要望を行っているところでありますが、今回の改正に伴って、各支部の市長会から生活保護の、この基準の見直しについての要望があったのかどうか、もう一回先の市長会の内容を、ずっと秘書と一緒に見ました。ただ、この改正についての市長会としての要望は行ってないというのが現状であります。私も今回の質問が出るまで、この中身について、よく精査をしていなかったのが現状でありまして、生活水準を引き下げような改正については、土佐清水市の生活保護の実態、これと照らし合わせ、またその改正の中身についてもよく精査した上で、生活水準を引き下げになるような、そういう改正については、これを具体的に改めるような提言ができるように、もっともっと勉強して、要望を行えるようにしていきたいと思っております。

○議長(仲田 強君) 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) 土佐清水市の実態に沿って対応、学習もし、研究もし対応をしたいということです、大変ありがたい答弁だというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

この生活保護制度ですけれども、基本的には全国一律の制度でありますので、なかなか自治体の裁量の範囲というのは限られてくるというふうにも思っております。しかし生活保護の趣旨に沿って制度を充実させるという点は、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、市民生活に最も近い自治体の大事な役割だと思われまますので、幾つかの点で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、生活保護制度の趣旨といえ、やはり憲法25条の全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとする生存権の規定であるわけですが、それを受けまして、生活保護法では憲法25条の理念に基づき、国が最低限度の生活を保障することということを明確にしています。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。生活保護には、生活保護が憲法25条の生存権を保障する制度であるというふうに、今明記しているということをお話しましたがけれども、これは本市が作成しております「保護のしおり」、これは生活保護の利用者に説明をしようとして使われているものであります。この中には、1ページに生活保護の説明としまして、本文を読みますと、生活保護とは誰でも生活に困っている人が精いっぱい努力をしても、なお生活していけないときに一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分の力で生活できるように援助する制度ですと書かれてあります。先ほどの市長の基本認識と大体近いところではないかなというふうに思いますけれども、簡単に言えば、生活保護というのは生活に困ってい

る人に援助する制度だというふうに説明的に書かれているというふうに私は受け取ります。憲法25条に基づく制度であるという大事な理念が、ここにちょっと抜かって触れられてないのが大変残念に思います。そういう点では、制度の説明としては、これでも間違いではないと思いますけれども、生活保護の1条の先ほどお話ししました規定からいっても、「保護のしおり」には、生活保護が憲法25条に基づく制度であるということを明記すべきではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。福祉事務所長にお伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 前田議員御指摘のとおり、現在の本市の「保護のしおり」には、憲法25条に基づく制度であるということは記入していませんので、平成31年度の改正に向けて、他市の状況等も考慮しながら検討していきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） これが31年度に改定をするということですか。そうしたらぜひ検討していただきたいと思っております。初めに触れましたように、市民の皆さんの中には、まだまだ生活保護の利用に抵抗を感じている方がいるわけですから、生活保護が憲法25条に基づく生存権を保障する制度だということを、皆さんにもしっかりと認識をしてもらう必要があるのではないかと思います。また、生活保護を担当する職員、市長はケースワーカーを3年やったというお話でしたけれども、このケースワーカーも生活保護が憲法25条に基づく権利であることをきちんと認識をし、対応することが求められていると思っております。

昨年、生活保護にかかわる出来事としまして、神奈川県の小田原市の保護なめんなジャンパー事件が発覚し、関係者や国民に大きなショックを与えました。しかし、この小田原市の例は特別ではなく、ジャンパーを着ていなくても利用者の監視と管理が中心の生活保護を行う自治体は結構あるというふうに聞いております。本来、職員と利用者との関係は対等であります。職員が市民を監視し管理するような、誤った生活保護行政に陥らないためにも、憲法25条に基づく制度であることを職員にも徹底することが必要ではないでしょうか。「保護のしおり」は、利用者への説明資料であり、そしてまた職員の基礎資料ともなる重要な文書であります。生活保護が憲法25条に基づく制度であるということを、ぜひ明記していただきたいと。31年度の改定には、それが入るようにぜひお願いをいたしたいと思っております。

この保護のしおりにかかわってもう一つ、福祉事務所長にお尋ねをしたいことがあります。それは生活保護申請時の扶養義務者の問題です。「保護のしおり」の2ページには、保護を受ける前に自分で努力することとして、働くことなどを挙げていますが、その中の一つに、親子、

兄弟、姉妹などの援助を受けられるときは、まずその援助を受けてくださいという記述があります。この生活保護の申請時に、これ扶養義務者の規定なんですけれども、どのような取り扱いになっているのか福祉事務所長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 扶養義務者については、申請者からの聞き取りに基づいて扶養能力の可能性のある親子、兄弟などに幾らか援助してもらえないかなど調査を行っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 生活保護法4条の2には、こう書いてあります。民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全てこの法律による保護に優先して行われるものとする。これ4条の2に書かれてるんですよ。ということは、要するに生活保護の扶助は、民法上の扶助義務を、そっちを先に優先してくださいよというふうな規定なんですよ。4条の2はね。大体それに基づいてやってるんだろうというふうに思いますけれども。ただ、皆さん御承知のように、法律には解釈と運用というのがありまして、この4条の2は公的扶助に優先して私的扶助、民法上の扶助が事実上行われることを期待する程度のものだという捉え方が一般的です。できればありがたい。親子、兄弟、姉妹で扶助してもらえればありがたいけれども、できなければそれはそれでいいよという読み取りなんですよ。そういう運用なんです。

さらに民法の扶養義務というのは、これ一律ではありません。程度や強弱の違いがありまして、一律に取り扱うということにはなってないんです。例えば夫婦、これは民法の752条ですけれども、それから未成年の子に対する親、これは民法877条1項に書かれています。この扶養義務といいますのは、生活保持義務といまして大変強い扶養義務で、自分と同程度の生活を保障する義務があると。一杯の御飯を半分ずつ分けるというのが、いわゆるそういう義務があるというふうにされています。ところがその一方で、子が成人したときの親の扶養義務、それから親子、兄弟、姉妹の扶養義務については、これは弱い扶養義務で生活扶助義務というふうに言われてますけれども、自分の生活を成り立たせた上で、なお余裕があれば援助する義務というふうにされています。同じ扶養義務でも大きな強弱、違いがあるんですよ。だからそういう捉え方が必要です。

このように、民法上では強い扶養義務、弱い扶養義務がありまして、親子、兄弟、姉妹の扶養義務は、今言いましたように弱い扶養義務に当たります。ですから成人した親族間の扶養は、保護の要件、前提条件にはならないということになると私は思います。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。そうだとすれば、本市の「保護のしおり」の、先ほど読みましたけれども、親子、兄弟、姉妹などの援助を受けられるときは、まずその援助を受けてくださいと、それに努力してくださいという記述なんですけれども、これは保護の前に親族の扶養ありき。扶養は保護の要件と受け取られかねない不適切な表現になっているというふうには思います。誤解を招くこの記述は削除するか、あるいは変更すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 現在の「保護のしおり」には、前田議員御指摘のとおりの記事があります。先ほどの憲法25条の項目に合わせて、来年度に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。これもちょうど改定の時期だということですので、本当にタイムリーなところで質問ができたというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

福祉事務所の皆さんも使ってると思うんですけども、生活保護手帳2017年度版という、Q&Aの冊子があります。その中にもこのこと書かれておりますが、その点からも、公的扶助の前に親族の扶養があるということにはならないはずですので、ぜひお願いをいたします。

保護を必要とする方が、生活保護を受けやすくするために、市としてさまざまな障壁を取り除くことが必要で、この扶養義務者の問題もその一つだと思います。生活保護行政には、これまでの積み上げがあってもなかなか変えにくい、変更しにくいところもあると思いますけれども、見直し、改善のできる場所も大いにあると思いますので、新しい所長就任を機に、これまでの生活保護行政の検証を行って、その一つとして、この「保護のしおり」の見直しをぜひよろしくお願いをいたします。

大分時間がないになりましたけれども、生活保護の捕捉率についてお尋ねをしたいと思います。生活保護の対象になる人の中で、実際に生活保護を利用している人の割合を捕捉率といいます。日本の捕捉率は大体2割程度と言われておりますけれども、この捕捉率が2割ということは、残り8割の人が生活保護基準以下の生活にもかかわらず、生活保護を利用していないということになります。ちなみに外国の捕捉率を見ますと、ドイツが65%、フランスが90%、イギリスが90%、スウェーデンが80%となっていて、いかに日本の捕捉率20%が低いか。言い換えれば、いかに救うべき人を救っていないかがわかると思います。

福祉事務所長にお尋ねをします。日本の捕捉率は2割程度ということですが、高知県及び本市の捕捉率のデータがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 前田議員おっしゃるとおり、捕捉率とは、生活保護の受給要件を満たす人の中で何%の人が実際に受給しているかをあらわす率ですが、生活保護の受給要件を判定するためには、所得が生活保護基準未満であるという以外にも、貯蓄要件、就労要件など、さまざまな要件がつかますので、高知県及び本市独自で捕捉率を出すことはなかなか困難です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） なかなかこの捕捉率は、県も市もデータがないということですが、要件が難しいということ。そもそも正確な捕捉率を出すことは困難で、発表されている捕捉率もいわば推計ということなのかもしれません。確かに、この捕捉率というのは調査方法によって結果に大いにばらつきが出てきますので、どうかということも言われてますけれども、これまでのさまざまな研究では、日本の捕捉率というのは、ほぼ2割前後とされていることも事実であります。ちなみに厚労省の捕捉率の調査、2010年では、所得のみでは15.3%の捕捉率、試算を考慮すると32.1%というデータもあります。捕捉率がこの推計だとしましても、これをもとに生活保護を必要とする人がどれだけいるかを推測できるデータともなりますので、ぜひ本市も調査方法を研究していただいて、この捕捉率、正確な捕捉率を算出してもらえればというふうに思います。

この捕捉率のデータはなくても、人口に対する生活保護利用者の割合、どれだけの人を利用しているかという割合は本市も集計をし公表もしています。28年度は生活保護を受けている人が人口比で1.59%、216人となっています。本市の捕捉率を全国並みの2割と仮定しますと、あと8割に当たる6.36%、約800人の人が生活保護を利用せずに生活保護基準以下で生活をしているということになります。その大半は高い割合を占める高齢者になると思われるんですが、市長にお尋ねをいたします。このように支援が必要な高齢者の皆さんを、行政がきちんと把握をして生活保護につなげていくこと、すなわち捕捉率、保護率を高めて生活保護の利用者をふやすことは、私は本市でも必要で可能な取り組みだというふうに思っていますけれども、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本市の6月1日現在の保護率は2.4%、前田議員から28年度が1.59%という報告もありましたが、6月1日現在の保護率が2.4%。これは平成29年度の全国平均が1.69%。これに比べると少し保護率が高いなと思っておりますが、今後についても生活に困窮する方がいつでも気軽に相談できるよう、そういう取り組みをしていきたいと思っております。

ただ本来であれば、この社会保障を充実させて、そして雇用をふやし所得を向上させ、保護率を低くする取り組みというのが、本来の国の姿であり、また理想と私は考えるところであります。ただ、この生活に困窮する家庭の方が生活保護の申請を行えるよう、これはホームページや広報での掲載も行っていきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 保護率が30年度で2.4%ということで、1%ぐらい上がっているということ。それから、市長お話ありましたけれども、生活保護が保護率が上がるということじゃなくて、やっぱり生活保障、社会保障そのもの全般を拡充していくことが大事だというのは、私もそのとおりだと思います。日本の国は生活保護が最後のセーフティネットになっているというのが、ほかの医療や年金、年金も極めて低いです。介護、教育、そういった社会的扶助にかかわる、そういった社会保障にかかわる制度が非常に貧弱なんですね。だからそれが足りない部分を生活保護制度が最後に全て引き受けてるというのが実際の姿だというふうに私は思っています。市長が先ほどお話をされたことと共通するところはあるんですけども、とにかく生活保護が本当にセーフティネットになってるんだという現実を、まずしっかりと私たちは押さえておく必要があるかと思っております。

この捕捉率や保護率を高めて生活保護の利用者をふやすためには、まず、市民のお困りごとを気楽に気軽に相談できる窓口が必要だと思います。それは各課の窓口ということになりますけれども、とりわけ福祉事務所と包括支援センターの相談窓口を中心にして、各課と情報を共有し、連携しまして、生活保護につなげていくことが求められていると私は思います。

次に、生活保護を受けることを恥だと思いう意識、これをスティグマというふうと呼ぶようですけれども、この意識を克服することが求められていると私は思います。最近何かと自助とか自己責任とかが強調されまして、貧困に陥るのも自己責任であるかのような風潮が幅をきかせています。しかし、貧困は個人の責任ではなく、社会構造から生み出されたものであります。ですから、貧困は政治の責任で基本的には解決をすべき問題です。国レベルでは、そういった共通認識があって社会保障制度が整備され、国の責任で年金、医療、教育、そして生活保護などの貧困対策が進められているわけです。市の仕事としましては、貧困は個人の責任ではない

こと。そして生活保護が国民の権利であることを、あらゆる機会に広報、周知していくことが大事ではないでしょうか。広報と周知により、生活保護の利用は権利だという認識が広まれば、恥の意識も克服され、生活保護の利用者もふえていくものと思われまます。

ところで、2006年に厚労省は全国の福祉事務所長を集めて生活保護の適正運営を打ち出しまして、保護率の高い自治体は仕事をしていないと批判をしたといます。これでは、いわゆる生活保護の申請を受け付けない水際作戦を厚労省が進めていることとなります。貧困と格差が拡大をし、とりわけ高齢者の貧困が広がっている中では、保護率が上がっていくのは当然のことです。保護率の高い自治体こそが、高齢者や住民の実態に即してきちんと仕事をしていると、胸を張って言えるのではないのでしょうか。先ほど市長の答弁で、保護率が2.4%まで上がりましたということですので、それは大いに私は評価をしたいと思います。

また、経済面から見ましても、この捕捉率をアップさせまして保護率を上げることは、地域経済を活性化させることにもつながるとは思います。執行部の皆さんは余り語ろうとはしませんが、この生活保護費は、実は全て国費で賄われていまして、国が4分の3、市が4分の1、その4分の1は交付税措置がされるということになっておりますので、生活保護費というのは全て国費で賄われていて市からの持ち出しは一切ありません。しかも支給された生活保護費は、ほとんどが市内で消費されるわけですから、地域経済にとって確実にプラスに働きます。1.5%程度の保護率では経済効果が見えにくいかもしれませんが、これが10%程度になると、地域経済に大きな波及効果をもたらすことになると思います。

市長にお尋ねをします。自治体の一番の仕事は住民の命と暮らしを守ることです。生活保護の捕捉率、保護率を高めて、生活保護の利用者をふやすことは、まさに住民の命と暮らしを守ることになります。また、それは結果として地域経済を潤すことにもつながっていくと思います。憲法25条に基づく生活保護行政を進めるに当たって、生活保護利用者をふやす取り組みに対する市長の再度前向きな決意を、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 生活保護率を高めるという認識というところでは、若干考えの違いがあるとは思いますが、そのことはまた議論をしてみたいと思いますが、この件につきましては、繰り返しになりますが、生活に困窮している人がいれば、やはり手を差し伸べて、生活保護が必要な方が気軽に申請を行えるように福祉事務所の体制を整えてまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 私が言ってる趣旨は、生活保護を受けやすいような条件整備をしてくださいということ言ってるわけですので、結果として保護率が上がるということですよ。それをお願いしております。

大分時間がなくなりましたので、ちょっとあと2つ、その他の件についてはお話しできますか。最後一つだけお願いをします。生活保護を利用している方からの声なんですけれども、今の生活保護は、なかなか自立することは難しいと。貯蓄ができないからだというお話を私聞いたんですけれども、そのあたりの状況を、制度上どうなっているのか。最後に福祉事務所長にお尋ねをして終わりたいと思います。お願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 貯蓄についてお答えいたします。生活保護費は最低限度の生活費を保障するというようになっており、貯蓄に回すほど余るといことは少ないと思われますが、それでも切り詰めて貯蓄することについては禁止はしていません。しかし、その世帯の給付費の約半年分以上の貯蓄がたまっているということになった場合などは、一旦保護を休止し、そのお金で生活をしてもらうというお願いはすることがあります。例えば、その貯蓄を利用して完全に自立できるということになれば、それはいいことだと思います。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。私の質問を終わります。どうも。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 通告を4点しておりますが、質問に入る前に一点市長にお願いをしておきたいと思っております。御承知のように、昨日大阪で震度6弱という地震が発生いたしました。大変多くの被害とけがが人、そして残念なことには4名の方が命を落とされたと。大変悲しい事でごさいます、被災された方々に心からお見舞い申し上げますと同時に、亡くなられた方にお悔やみも申し上げたいというふうに思うところがございます。この災害、午前7時58分というふうに言われておりまして、ちょうどテレビでその当時の映像を見たところございま

すけれども、この4名亡くなった中で、特にかわいそうというのか胸が潰れるという思いがするのが、小学4年生の三宅璃奈さんという方なのではないでしょうか。9歳が下敷きになったということで。これ高槻市が建築法違反だったということを知ったという報道もあるわけでございまして、映像を見ますと、あのプールの脇に高い塀がありました。それが下へ倒れて、その下敷きになったということですが、その倒れた下が学校指定の通学路であったというふうな報道もあったわけでございまして、本当にいたたまれない思いのするところでございまして、この震災に対しまして、気象庁がマグニチュード6程度の地震というのは日本全国いつでもどこでも発生をし得るといふように指摘をしたといふような報道もあるところでございます。危機管理課のほうで後ほど質問もいたしますけれども、ぜひ市長、今回のこの地震、災害を一つの対岸の火事ではない我が事と捉えていただいて、市内一円、各課にまたがる所管のいろんな状況があるかと思っておりますから、改めてもう一度点検をしていただきますように市長をお願いしたいといふふうに思うところでございます。

それでは1点目の政治分野における男女共同参画社会の推進に関する法律。これが制定をされたところでございますが、これタイミングよくといいますか、市の広報に、これ6月号で男女共同参画社会に向けてというページがございます。これ県の文化生活スポーツ部県民生活男女共同参画課というところが出どころのようですが、その冒頭に男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。あと何点かあるわけですが、おおむねそういうことではないかといふふうに思っています。今回は、その政治分野についての男女共同参画社会の実現に向かってという法律が新たに制定されたということでもあります。

この政治分野に関する法律ができる前段で、古い法律といいますか、平成11年ですから、もう20年ほど前に、この前段の法律、基本的な法律が制定されておまして、20年たって新たにこの法律ができたということでもありますけれども、この法律の目指すところはどうか。副市長にお尋ねするところでもあります。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員御案内のように、この法律は平成11年に成立した男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、議員立法として平成30年5月23日に公布、施行されたものでございます。社会の対等な構成員である男女が公選による公職、または内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣副官房長官、内閣総理大臣補佐官、大臣政務官、大臣補

佐官、副知事、副市長村長の職にある者として、国または地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう、国及び地方公共団体は政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し実施することが求められており、また政党、その他の政治団体は当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数において目標を定めるなど、自主的に取り組むことが努力義務とされており、国、地方公共団体、政党及び政治団体は、男女関係なく政策の立案、決定及び政治活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとされております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 20年たって今さらの法律だというふうに思うところでございますけれども、前段の男女共同参画社会基本法というのは、これは平成11年6月23日に成立をしたという法律でありまして、全部で28条から成っておる法律ということではありますが、これは、衆参の両院におきまして、附帯決議をつけて法律の制定をされておるわけでございまして、参議院におきましては平成11年5月21日に参議院の総務委員会において附帯決議をされております。さらに同じく平成11年6月11日には衆議院の内閣委員会において附帯決議をされておりますけれども、その中で、参議院のほうで一点紹介いたしますと、男女共同参画社会の形成を国際的協調のもとに促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めることというのが、これ参議院における附帯決議となっておるところでございます。にもかかわらずというのが、現実、新たなこの法律をつくる必要があったということではないかと思うところであります。

女性に対する差別というのは、この間国会で皆さん御案内のように、財務省の事務次官の発言、それから東京の粕江の市長の発言、いずれもセクハラに関する発言があって、大変ひんしゆくを買ったわけでありましてけれども、そういう現実がもう日本の国、ありとあらゆるところにあるというふうに思わざるを得ない状況ではないかというふうに思うところでございます。

そういう状況の中で、先ほど言いました平成11年の基本法が成立いたしました。基本的にやっぱり政治を変えるということが、そういう女性差別も一定セーブをする。男女がやっぱり同じ立場で発言をして政治を引っ張っていくということが大変重要だという、そういう考え方から、この今回の政治に特化した法律になったというふうにも思うところでございます。

現実の政治の状況の数字がありますから報告させていただきますと、世界の国会議員が参加する列国議会同盟というのが発表した数字があるようでございます。2018年の報告により

ますと、日本の参議院議員について言いますと、女性の比率というのが10.1%で、193カ国中158位、地方議会も女性比率は1割程度にすぎない。世界の全体23.4%というのが女性の数のようでありませけれども、それよりもはるかに低くて、アジア地域においても中国が71位、韓国が116位ということのようでありませますから、それでもさらに低い状況に日本の政治というのがあるという状況であります。本市は、この8月が改選期を迎えるわけですが、結果どうなるかわかりませけれども、今のところ2名の女性の方が手を挙げるというふうな状況にもあるようでありませますから、どなたがどうかということとはともかくとしましても、この法律からすると、候補者がいないということではないということから考えますと一定の方向に進んでおるのかなというふうにも思うところでございませ。

結局、平成11年の基本法があのように立派な文言を並べながらも国民に対する約束が守られなかつたということであるわけございませますが、ナポレオンがこういう発言があつたというふうにあります。約束を守るための最上の手段というのは、決して約束しないことであるというようにナポレオンの発言があつたというふうにあるわけございませけれども、その前段の平成11年のこの基本法をやゆするよな記事。今回の政治分野における男女共同参画推進法につきましても、どうも国会議員の中では早くも、数字に合わせていくのは本末転倒ではないかというふうな発言もあるよなでありませ危惧するところでありませけれども、とはいひませても、この法律ができたということは国民に国会の責任、そして地方公共団体の責任、政党の責任、そして国民の責任というのが明確に打ち出されたわけでありませますから、その都度やっぱり、それぞれの責任に対する国民の批判というのは当然あるわけございませますから、そこをしっかりと認識をしながら、この法律に基づいた努力というのが批判の対象にもなり、評価の対象にもなるということではないかと思うところでございませ。

そこで市長にお尋ねをいたしますが、これまできたばつかりの法律で、どうこうと言うわけにはいかんと思ひませけれども、これは5月16日、先月の16日に成立をした法律でして、同じく5月26日に施行予定というよな報道もあつたわけございませますが、その5月26日に施行されたかどうかというのを私のほうでは確認しておりませけれども、そういう流れになるということのよなでありませして、喫緊はやっぱり来年の4月予定にあろうと思ひませます全国統一の地方議員の選挙。さらには7月の参議院議員選挙も待つておるわけですから、早速やっぱり地方行政としての取り組みというのが行われるべきではないかというふうにも思うところでございませますが、市長の所見をお伺ひするとであります。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この法律の中で、国及び地方公共団体の責務といたしまして、政党等

の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。この法律の中身、ずっと9条まであって、ずっと読み返しますと、中でも具体的には啓発活動、それから環境整備、人材の育成、この3つが柱になると思っておりませんが、現時点では、どのような具体的な取り組みを、必要な施策をどういうふうに策定して、どういうふうに実施していくのか、これ説明できるだけの資料も知識もありませんので明確な答弁はできませんが、今後は情報収集に努めて研究してまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 一元的にはやっぱり政党、政治団体にずっと課せられる。国会に課せられるということが具体的に考えられる方法ではないかというふうに思っておりますけれども、とはいいましてやっぱり市長が今説明がありましたように、市民に対する啓蒙というのが一つはやっぱり大きなポイントかなというふうに思っておりますので、ぜひともそういう方向での御尽力をいただきたいというふうに思っております。私、この法律が目的どおり実現、フィフティ・フィフティの議員が今議会におきましても12人ですから6対6なり5対7なり、人数がそういうような状況になる。国会におきましても女性の数が、国会議員がふえて、女性の発言力が強くなる。大変喜ばしいことだというふうに思っております、そうなりますと、日本の国というのは私、大きく変わっていくのではないかというふうに期待をいたしておるところでございます。今日の国会を見てみますと、ますますそういう考えがするわけでございまして、少なくとも女性の数が多くなるということは、国民に対して正面から国民に正対をする姿勢を見せる国会になるということは十分考えられるわけでございまして、今後は私も国民の一人として、また政治団体の一人として、そういう法律の趣旨等に沿って実現をするように努力したいと、このように思うところでございます。

次に、2点目の所有者不明の土地についてでございます。これも特措法で最近できた法律でございまして、全国では九州の面積に匹敵するような大変大規模な面積が持ち主が不在、いないというふうな状況にあるということのようでありまして、本市の状況について、副市長、そういう事例なりあれば御報告をいただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） まず、この法律ができた背景からちょっと少し申し上げておきたいと思っております。所有者の不明の土地の状況につきましては、人口減、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした、土地の所有意識の希薄化などに

より全国的に増加しており、今後も増加の一途をたどることが見込まれております。

所有者不明土地は、所有者の特定等に多大なコストを要するため、公共事業の推進などの場面で、その用地確保の妨げとなり、事業全体のおくれの一因となっておる状況でございます。このような状況のもと、所有者のわからない土地を地域に役立つ土地への所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が、今年6月6日に成立、公布され、一部を除いて6月を超えない範囲で施行されることになりました。

本市の状況でございますけれども、本市の所有者不明土地の状況を申しますと、市道を改良する上で、地元から再三要望が出され、また議会でも取り上げられた市道下ノ加江布線の布字長笹山に三筆の所有者が判明できない土地がございまして、現在も拡幅等の改良ができない状況となっております。また、所有者不明土地の関連として、今年度平成30年度の固定資産税で申しますと、免税点以上の土地約4万8,000筆のうち、納税義務者または納税管理人のもとへ納税通知書が届かず公示送達をした件数、今年までで現在11件となっており、所有者が判明できない土地となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 個人の所有物ということでもありますから、これ軽々に法律で動かすということは、基本的には間違いなのかなというふうに思っているところであります。今、副市長から説明がありました、現実やっぱり所有者の不明があつて、なかなかたどって行つても法律に基づくような処理が困難であるというふうなことが本市にもあるということでもあります。私、中山道の改良の会長を今しておるわけでございますけれども、坂井峠から出合橋の間に昔から今でも組織ありますけれども、共有山の組合がありまして、世代がかわつてもやっぱりそのまま残つておるといふような実態があるようでございまして、なかなか用地買収が困難な地域があるというふうな話を聞いているところでございます。今回の法律で、今の中山道の問題というのが解決するのかどうか、私自身には判断できませんけれども、10年の時限立法ですから、まだまだ根本的には法律を2020年には菅官房長官が抜本的に新たな法律を成立するというふうな発言もあるようでございますけれども、この今回できた時限立法で、例えば中山道の用地買収が可能なのかどうか定かではありませんけれども、いろんな問題を惹起をしたときには、この法律を研究し、駆使しながら前をあらけて行くという作業も行政に求められておるのではないかとこのふうにも思うところでございまして、十分検討しながら今後の行政に当たってもらいたいということを副市長にお願いして、市長にもお願いしておきたいというふうにも思うところでございます。

所有者不明の土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案の要綱というのがございまして、要綱の中で、具体的に目的、定義等々が記載しておるところでございませうけれども、これも今ほどお願いをいたしましたように、しっかり要綱につきましても研究をしていただきながら事に当たっていただきたいというふうに思うところでございます。先ほど言いました菅官房長官の所有者不明土地問題、登記制度のあり方の議論というのがあります、これによりますと、所有者不明の土地というのは、相続が生じてても何代にもわたり登記がなされず、相続人が多数となって所在の探索が困難となったり、所有者を特定できても転居先が追えないため所在が不明となることなどにより発生するということになっております。さらに、これ閣議決定なのかな、基本方針というのがあって、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し、地籍調査の迅速化等について本年度中に具体的な方向性を提示し、2020年までに必要な制度改正を實現していきますと、これ菅官房長官の発言でございませう。これ、そのまま据え置きをしますと、2040年度には北海道に比例するような、そういう所有者不明の土地が発生するというふうな報告もあるようでございませうから、これ地方行政でどうできるということではないと思ひますけれども、しっかり国にも要請をしながら、しっかり推移を見守っていくということではないと、なかなか行政そのものが行き詰まっていくということもあり得るのではないかと思ひますから、どうかその点、しっかり行政運営を行っていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、南海トラフ地震についてでございます。これ危機管理課長にお願いをしておりますが、前段で冒頭に市長には、先日の大阪の地震についてをお願いをしたところでございます。

先日、余り評判のよくない会派研修で研修に大分のほうへ行ってきました。政務活動費ですか。西原副議長と永野議運委員長と3人で大分のほうへ行ってきました。これは大分大学へ行ったわけですが、講師の方は板井幸則さんという方で、議員の方は御案内、市長も御案内かも知れませうけれども、最初私お会いしたのが平成27年に、これも会派研修で臼杵へ行ったときに、この地震災害に対する対応についての講習を受けました。その後、同年の11月に行われました幡多3市の議員の交流会が毎年やっております、本市が当番市であったわけですが、その幡多3市の交流研修へ板井さんにおいでいただきました。大変、他の2市の皆さんも感銘を受けておられたというふうに後で聞いたわけですが、そういう経過があって、今回会派で大分のほうへ行ったところですが、現在は板井さんは、実は本人にも聞いたところですが、定年まであと一年、60定年まであと一年というふうな話のようでして、今は大分大学で減災復興デザイン教育研究センター、防災コーディネーターということで、お邪魔すると1室持っております、パソコンというか、ずらっと並んだ部屋に女性の方と2人で1室構えて、大分県に限らず全国あっちこっち飛び回って防災に関

する講演をしたり指導をしたりというふうなことをやられておられるようでありまして、最後は消防長で定年を迎えるというふうに本人も思っておったようですけれども、突然あと一年を残して、国、大分大学のほうから要請があって、一年早目に臼杵の職員を退職して新たな職場に移ったという話があったところでございます。

危機管理課長には、これまでずっとあなたがやってこられた仕事ですから、今さら何よというふうに思われるかもわかりませんが、研修をした私自身が感じたこと。これメモをしたものをもとにしながら、あなたの御意見をお伺いしたいというふうに思っておりますから、またお考えをお伺いできればというふうに思うところでございます。

もう一つ、前段の話をしますと、最初の危機管理課長が横畠さんという県からの出向でしたが、何か先日新聞報道を見ますと、須崎市の副市長に就任というふうなことが出ましたもので、須崎市に仲間の議員がおりますから早速電話をしまして、横畠さん清水におったけん、頼むでよろしくというような電話もかけたことでしたけれども、大変懐かしい名前を新聞で発見したことでした。

そういう前段からして研修を言いますと、九州が大変皆さんも御案内のように、ここ頻繁にすさまじい地震、大雨、台風も含めた被害が起こっておるようでございまして、熊本地震が平成28年4月ということですね。それから平成29年には九州の北部豪雨というのが朝倉市ですとか、あのあたりが大変被害に遭いまして、農作物、柿等々に大変な被害があったというふうな報道があって、先日大分自動車道を走ってみますと、高速道路の下にはまだまだ河川が荒れて、それから耕作地もそのままになったというふうな状況をかいま見たことでしたけれども、そういう被害があります。それから台風18号が同じく平成29年、今年の9月に襲来しております。ことしになりまして4月の耶馬溪町の土砂崩れの被害がっております。新聞報道、テレビ報道等々で目にしますけれども、高知県のことでしたらもっと何というか、こういう言い方は本当はしちやいけませんけれども、もうちょっと身近に感じるのかもわかりませんが、もうちょっと離れたところというふうなのがあるのでしょうか、そのときには大変胸が痛みますけれども、時間がたつと何かちょっと忘れてしまうというふうなこともあるわけですから、大変そういう点では申しわけないとも思うわけですが、このそれぞれ東日本の平成23年の応援から板井幸則さんの災害に対する活動というのが猛烈に始まったというふうに本人も言っておりますし、お話の中でもそれは十分私も感じたところでございます。その中で、本人の話についてお話し申し上げたいと思うところでございます。その前段から申しますと、先ほど大阪の被害を言いましたけれども、大変防災の備えというのは、やってもやっても次から次へと考えることが出てくるというふうに思うところでございますけれども、危機管理課長、どうです。もう備えというのは盤石で、もう大丈夫ですか。お考えを。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

平成25年5月の泥谷市政発足後、南海トラフ地震を含む防災対策を集中的に推進するために、同年12月に危機管理課を新設し、命を守る、そして命をつなぐを目的として防災対策を行ってまいりました。

「命を守る」対策といたしましては、高知県が発表いたしました南海トラフ巨大地震による津波浸水予測に基づいて、市内各地区で津波避難計画づくりのためのワークショップを開催し、地区要望をもとに250カ所の津波1次避難場所を選定し、津波避難路、太陽光発電式の誘導灯、誘導看板の整備を行い、現在用地問題で整備がおくれた3カ所が残っておりますが、本年度中には完成のめどがついております。また市内唯一の津波避難困難地域であります大岐地区にも、津波避難タワーを建設いたしました。津波2次避難所としても活用できる公共施設の高台移転も積極的に推進し、清水中学校の高台移転、清水小学校の建てかえ、市街地3園及び下川口保育園の高台移転、また今年12月には三崎保育園も高台移転を完了させるということで進めておると聞いております。そして市街地の防災拠点機能を兼ねた中央公民館の高台も完了いたしました。また、個人の事前対策といたしましては、住宅の耐震化、それと避難経路にかかる老朽住宅の除却、また先日の大阪の地震でもクローズアップされておりますが、ブロック塀の除却であるとか、家具の転倒防止対策というところを推進してきたところです。

「命をつなぐ」対策といたしましては、避難者対応のために下川口（旧宗呂小学校）、三崎（斧積地区）、下ノ加江（下浦地区）に旧町単位の防災拠点となる地域防災コミュニティセンターを設置いたしました。あわせて1日分の備蓄食糧の備蓄も完了し、29年から31年度で飲料水の備蓄を進めておるところです。

以上のような取り組みによりまして、ハード面においては十分とは言えませんが一定の備えは整ってきているのではと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 大変心強い答弁をいただきまして、大丈夫であろうと思うところで

す。
先日の高知新聞で「いのぐ」という報道がありまして、これ1ページを使っておりまして、東北福祉大の鈴木智博さんの講演があったという記事でございます。早く避難しという脳の浸

透が鍵である。高齢者の諦めというのを払しょくするのが課題。訓練に参加するのが大変少ないので、その訓練の魅力をどう高めていくのかというのが課題というような見出しがあります。

最後のほうに、これ私、記事にも書いてありますけど、大変感心したというのか、防災意識の高い中学生という記事がございました。これは教育長の力なのかなと。そうですか、そうでしょうね。ということのように思っておりますけれども、この最後のほうで、訓練でできたことしか災害時は実践できんと聞いた。自分たちの頑張りが清水の将来を変えらると思うと。これなんか胸きゅんですね、この記事というのは。ありがたいと思うし、うれしいと思うし、大人はどうしよるのみたいな、そういうふうにも受け取れるわけですけれども。こういう、でも清水中については、作文というのか小説を書かせたりとか、やっぱり自分のこととして災害について考えていくという、そういう教育というのが前段にあって、それがこういう記事につながったということではないかというふうに思っております、教育行政に感謝をしたいしお礼を申し上げたいと思うところがございます。

そういう話をしながら、大分に話を戻しますと、板井さんの話として、これ台風18号が昨年9月に起こった。これの体験の一つはベースにしながら話、指摘されたことですが、災害直後、災害から2日目にボランティアセンターを開設したということがありました。状況によりますから、なるべく早くということになるのでしょうけれども、そういうことであったということでもあります。それからもう一つは、これ当然のことながら、これ市長にお願いしたいと思っておりますのは、この災害があった直後から市長が率先して現場に出てきたということが大変市民に安心を与えて勇気を与えて、市民の心のよりどころであったということを強調されておりました。まさにそうであろうと思っております。やっぱり市長が率先をして市民のことを気遣って、災害復旧のために先頭に立って全力を尽くすという姿を見せるということが、市民にとってはいかに心強く思うことだというふうに思っておりますから、まさに災害に対するポイントがここにあるのではないかということを思いながら、お話を伺ったところがございます。

それと、その後ということでしょうか。管理職が当然中心になってやっていくということであろうと思っておりますけれども、それぞれが場面場面で即決をして行動に移すという場面が出てくると思うわけですが、それをした場合に指示を待つ姿勢になっちゃいかんということをおっしゃっていました。そのときにどう判断をして行動に移すかということが問われる。管理職の判断が臨機に応じて下せて行動に移せるという、そういうことの訓練を日々やっぱり行っておく必要があるというふうな話もあったところでもあります。指示待ちになってはいけないということでもあります。それから終わってからのことのように、検証会議を必ず行って、次に災害に備えるという、これも大変大事なことだというふうな話です。そのときには必ずマスコミも入れて市民の皆さんにその情報も広くわかっていただくということも大変大事だという話もあつ

たところでございます。そういうことでございます。それから、きょう高知新聞おいでですけども、マスコミをやっぴりうまく利用すべきだという、利用というと新田支局長に怒られますけれども、テレビ、新聞等々をやっぴり幅広く市民に情報が伝わっていきますから、そういう点ではきちっとやっぴりその情報を伝えるために、マスコミの皆さんにその場所に取材をしていただいて、もしいかなかったら声をかけて取材していただくというふうな姿勢も含めて、マスコミの皆さんにしっかりと情報を流して現実の情報を市民の皆さんに伝えていただくということが大変重要だという話もあったところでございます。

そういうことを中心に研修を受けたところございまして、災害のリスクというのほどこにでもあって、防災ではなくて減災だという話もあります。それから逃げるということだけではだめで、想定にとらわれずにその状況下で最善を尽くしてというふうな話もありました。それからもう一つは家族から犠牲者を出さないという、これ出さないといいましても積極的に出すわけじゃありませんから、やむなくということもあるでしょうけれども、家族から犠牲者を出すと前に進めなくなるというお話です。これはそうでしょうと思いますね。子供たちの命を守るのが我々の責任だというふうに板井さんが話しておったところでございます。耶馬溪町の山崩れにつきましては、雨も降ってない、ただ何の前ぶれもないような状況の中で、想像できないような岩が裏山から崩れて、6名の方が亡くなって、これなかなか6名の発見が遅くなって最終的には12日目に9メートルの下から発見をされたと。もう諦めて復旧というか、亡くなった方を探すのやめようではないかというふうな話まで出ておったようですけれども、まあ何とかもう1日、まあ何とかもう1日みたいなことをしながら、12日目に9メートルも下から最後の6人目の1人が見つかったというような話もされておったところございまして、この耶馬溪町の裏山から大変大きな石が何十トンか何百トンかわかりませんが落ちたと。これ100万年から400万年くらい前の阿蘇山の噴火によってというのが原因だというふうなことも板井さん言われておりましたけれども、ここまで来るとジオにかかわってくるということもあるわけでございますが、そういう点では、ジオについても当然災害、この成り立ちについても深めていただくということが必要ではないかというふうに思うところでございますが。

以上、危機管理課長は知っちゃあそんなことはと言うかも知れませんが、震災後の復興についてどのように考えるか、お考えをお伺いするところであります。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

大規模災害発生時のタイムラインは、発災から3日間を人命救助を最優先とする初動期、4日目から1カ月までの間を応急復旧を最優先する応急期、1カ月以降を本格的な災害復旧に

当たる復旧期ということになっております。

現状は、まだ応急期の対応策に取り組んでいる段階で、県においても同様でございますが、復興プラン等の復旧・復興策の策定までは至っておりません。復興に向けた事前準備の不足も、東日本大震災の復興が7年たった現在も終了してない要因の一つであるとも言われております。

また復興となりますと、国・県との連携も必要となりますし、庁内でも当然危機管理課だけでは到底対応し切れない問題であり、オール市役所での対応で臨まなければならない事項でございますので、庁内の全課管理職が参加いたします、南海トラフ対策推進会議等を通じて、津波地震対策のみならず、復旧復興に関しても認識や情報共有を図り、市全体での取り組みを図っていかねばならないと考えております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 了解です。そのとおりであろうと思います。この災害に対する意識というのが、危機管理課のほうにみんなが集中的に課長のほうに見よるみたいな気もするわけですけども、特にその後の復興、復旧については、まちづくりを中心にしながら、それぞれの課で対応ということでないで復興はできませんから、これは市長、副市長にもぜひともお願いをする問題だというふうに思うところでございます。

次に、生涯学習課長。県立高知城歴史博物館との連携をしていただきたいという質問でございます。私、東京なんか行って時間がありますと、上野に東京国立博物館というのがありまして、めったに東京行きませんからよく行くということではありませんが、時間があつたらのぞいてみたり、以前にも大変古い展示等々がありますので、大変勉強になって大好きです。九州にも国立博物館がございまして、ここも行ったことがありますし、それから奈良にも国立博物館。そこも一度お邪魔しております。京都にありますね。京都は私ちょっと残念ながら一度も行ったことありません。窪内議会事務局長に、おまえ京都で大学卒業したので、そろそろ十分知り抜いちよろろ言うたら、一回も行ったことありませんという話がありましたけれども、京都だけは行っておりませんが大変興味がありまして、国立博物館も何回か行ったことがあります。

本市も、この文化財につきましては、昨年新たに指定文化財が整備をされたという話もあったところで、27年ぶりということでございます。それと、真念庵についての質問を私もして、市長を初め皆さんにも真念庵の改修についての御尽力をお願いしたところでございますが、新田支局長の報道をいただいたこと等ともありまして、この間の新聞報道では、大変改修に向かっている流れというのが、随分道筋がついて明るい見通しがつきつつあるというふうな報道もあって、大変ありがたく意を強くしておるわけでございます。新聞報道があつた後、沖上区長さんにも電話を入れて、いろいろ御苦労かけますねということと、今後ともよろしくお願いま

すということの電話を入れたことでした。

本題の高知城歴史博物館、課長、遠いところを行っていただいたようでございまして、御苦労さんでございました。私も一度だけですけども行きました。素人ですから、行ってばらばら前通って理解ができませんので、一つ展示があったらそこへ立ちどまって長いこと時間かかって、足がもう痛うなってみたいなようなことがありました。大変高知博がよかったと思いますのが、70歳過ぎますと無料ですね。観光商工課で、係長に70歳以上、ただにならんか言うたらなりません言われましたもんで、こら無理言うてもいかなかなというふうに思っておりますけれども、そういうことと、それからさらに大変よかったと思いますのは、入場券は無料でいただけます。今度一端外へ出て再入場ができるのですよ。これはさすがだなというふうに思っております感謝したところではありますが、さまざまな催し物というのが議会のほうにもチラシが来まして、議員のそれぞれレターボックスというんでしょうか、文書を入れるケースがありまして、そこへもう何かほかのと一緒になって入り切らんぐらい、ふたができんぐらい入っております。その中に歴史博物館からの資料がありまして見ます。近くやったら行ってみたいのにというようなチラシもいっぱいありますけれども、往復で4、5時間。5時間ということになると、一日中潰して帰るのは夜中ぐらいの覚悟で行くと行けますけれども、なかなか覚悟してそのことに取り組まんと、養老の万次郎の博物館行って戻るみたいな、そんな感覚というわけにはいきませんから、大変距離的に困難が生じるということであります。

先日の報道見ますと、出前講座ですとか、いろいろ出前の事業をこの高知城博物館が行っているというふうな報道があったところでございます。本市におきましては、ぜひともそういう取り組みができないものなのか。新任の生涯学習課長のお考えをお伺いするところであります。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 伊藤牧子君自席）

○生涯学習課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

高知城に隣接する高知城歴史博物館は、土佐山内家宝物資料館の老朽化や宝物資料館に展示された山内家の貴重な歴史・美術資料の劣化を防ぐために建設され、2017年3月4日に開館いたしました。

この歴史博物館には、国宝や重要文化財を含む約6万7,000点に及ぶ土佐藩主山内家伝来の歴史資料の数々を収蔵・展示しており、年間を通して多彩な企画展や土佐の歴史と文化を紹介する出前授業、出前講座の事業を実施しております。

平成25年度には、旧山内家宝物資料館が行う出前講座事業の一環で、日本の文化講座の関

連行事として、県内各地域のもつ多様な歴史を紹介した地域記録集、土佐清水版の冊子を作成していただいております。

また、平成26年度には、旧館の土佐山内家宝物資料館が行う出前講座を活用し、土佐清水市教育研究集会の中で教職員が、本市の歴史・文化研修も実施しているところであります。今年度は、平成25年度に実施いたしました日本の文化講座の関連事業に引き続き、高知城歴史博物館が出前講座事業として、本市の史跡をめぐる地域散策会を開催する予定とのことであります。

今後も、歴史博物館の実施する事業を有効に活用し、出前授業では、歴史博物館から学芸員を招聘し調査研究の成果を生涯学習に生かしてまいります。具体的には、山内家資料を学習教材に活用することで学校教育との連携を図るとともに、出前講座では、高知県内に伝わる特色ある文化財等を紹介し、県中央の文化を市民に提供する中で、文化財の価値を把握し、市民の文化財に対する意識を高めてまいりたいと考えます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 今、説明受けますと、これまでもさまざま学校、本市の教育行政との連携というのは、結構何回かあったというふうな説明があったところがございます。それはそれでありがたく評価をするところでもありますけれども、余りそのことは市民サイドから見るとほとんど知らんのではないかというふうに思います。今、課長が説明があったことについては、それはそれでずっと続けていっていただきたいと思うし、県、高知城博がそういう事業をやるということであれば、いろんな事業を注視しながら、子供たち、それから教育行政の中でも取り込んで皆さんにやっぱり知見を広げるために取り入れて来ていただくというのは大変重要だというふうに思っておりますが、私は同時に、やっぱり市民に広くそのことを周知しながら、市民に参加していただくというふうな、そういう取り組みをしていただきたいというふうに思うところがございます。最初に申し上げましたように、真念庵というところですか、それから蓮光寺の板碑も新たに市の指定文化財になったりしまして、公民館の事業の中で現地に行って、東近文化財保護審議会の会長の説明を受けたりということをやられとるわけでありますから、そういうふうな形で高知城博が行っている出前について、そこに手を挙げて来ていただく。あるいは逆に、土佐清水市の生涯学習課として何らかの事業計画をしながら、それに県のほうが協力をするという形でやってもらうということができんのかどうなのか。そういう主体性のある事業をやってもらいたいというふうに思うところがございます。土佐清水市というのは人口が1万3,000ということですから、県のほうから来るについては、ちょっとどうかなというふうで難色を示すということであるとすれば、私は幡多一円を対象にして、例えば四

万十市あたりで、例えば文化財をもってきて、そこで展示をしながら幡多、市民の皆さんに見ていただくという、そういう事業も考えていくべきではないかというふうに思うところがございますが、ぜひとも教育長、そういう事業やってください。どうぞ。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） もう時間もなかなか迫っておりましたので、二度目のキャンセルかなと思いましたが、お答えいたします。

ただいま、生涯学習課長の答弁にもありましたように、高知城歴史博物館では本年度、日本の文化講座関連事業として地域散策会を本市で開催予定とのことであります。

今後、本市におきましても、文化の新拠点であります歴史博物館と連携を図りながら、出前講座、出前学習等の事業を有効に活用し、市民共有の財産であります文化財への意識の向上につながるよう努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） ぜひとも言葉をたがわない事業を、ぜひともお願いしたいと思えます。この間から、前に高知新聞の支局長をしておりました福田さんが伊能忠敬に関する記事をずっと書いております。私もちょっと関連の冊子というか、結構とって、まだ見ておりませんが、そういうこと等も含めて生涯学習課のほうで市民に対するそういう勉強会なるものを開くということがあってもいいのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。終わります。

○議長（仲田 強君） この際、午食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時15分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞君発言席）

○1番（甲藤 眞君） 議席番号1番、甲藤眞です。よろしくお願いたします。

清水を守る、清水を育てるという思いで補欠選挙に挑み議席をいただき、昨年の6月議会で初登壇させていただき、早くも一年が過ぎました。自身初の一般質問においては、自身の掲げる大命題、教育によるまちおこし、校前町構想の第一歩、奨学金の拡充に向けた質問をさせていただきました。その後の議会でも、教育・福祉・漁業等について質問させていただきました。

その中で、平成30年3月議会での漁業に関する質問をしていく中で、魚価の安定、向上に向けたさまざまな取り組みを伺いながら勉強させていただく中で、需要増を目指す方策を考えていくとき、観光産業の果たす役割、観光産業というものの裾野の広さを思い知らされたのです。本市の基幹産業の一つとしての観光というものの大きさ、重さを思い知らされたのです。日本ジオパーク認定への動きや竜串エリア再開発など、本市の観光産業にとって新たな魅力が生まれようとしています。ジオパークに関するものや竜串エリア再開発については、他の議員の皆さんからの質問を通して、その思いを語られると思いますので、私は今ある土佐清水の魅力発信を企図した形で質問させていただきたいと思います。

平成29年3月議会において、今議会での私の質問と同様な質問がなされているので、答弁においても同様な形が類推されますが、市民の皆様にも再度御認識いただきたいとの思いで質問させていただきたいと思います。

それでは、お伺いします。観光客数の推移について、観光商工課長にお尋ねいたします。最近3カ年で結構です。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本市の観光統計をもとにお答えをさせていただきます。本市への観光入り込み客は、ここ数年減少傾向が続いています。志国高知幕末維新博の開催などにより、高知県全体への注目度は高まっていますが、長距離バスの交代運転手の配置基準の見直し等によりまして、団体バスでの入り込みが減少していることなどが原因だと考えられています。

過去3年間の観光客数は、平成27年が観光客数69万1,636人、その内訳は、宿泊者数が17万2,874人、日帰り客が51万8,762人。平成28年が観光客数69万555人、その内訳は、宿泊者数が17万2,087人、日帰り客が51万8,468人。平成29年が観光客数68万3,966人、内訳は、宿泊者数が15万8,223人、日帰り客が52万8,743人となっております。

平成27年から29年にかけて、観光客数が7,670人の減、宿泊者が1万4,651人の減となっております。また、平成29年は観光施設の入館者数が増加し、宿泊客が減るという状況となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞君発言席）

○1番（甲藤 眞君） ありがとうございます。今、3カ年の数字を教えてくださいましたし、平成29年3月議会での質問に対する答弁の中にも、今お答えいただいたような形で観光客数がここ2年微減というか横ばい状態。もう少し長いスパンで見ると、今課長もお答えの中にありましたけれども、貸し切りバスの運転手配置基準の変更やら料金制度の改正等がかなり大きく影響して、団体バスの入り込みがかなり減ってきたと。平成29年の3月の中では、20%ほど減少しているというようなお答えもありました。これが本市における観光客数の減少の大きな要因であるというふうに推測されますし、本市の観光が団体に依存しているのが現実であるという分析ができると思います。ただ、いわゆる団体旅行といわれるものに、募集型の企画旅行と受注型の企画旅行というものがあるわけですが、大きく影響を受けているのは当然のように募集型の企画旅行のほうではないかと思われまます。これは全国的なことではありますが、いわゆる何にしる都市間ツアーバスの利用者というのが、調べますと平成17年ごろには約21万人だったものが、国の規制緩和によって新規参入の事業者がふえまして、平成22年には約600万人が利用するようになってきておりました。そのころから、しかしながら平成22年ぐらいから、いろいろ安全性、その他の問題でさまざまな問題が提起されるようになりまして、総務省がそれぞれの事業者に対して指導を強化するようになってきたわけです。指導強化をしている中で、平成24年には皆さんの御記憶にもあると思いますが、関越自動車道でのバス事故がありました。そのことがきっかけになって、先ほど述べた形でのバス事業者への法改正が行われたということです。そうすると、加熱といいますか、新規参入の事業者がどんどんふえて加熱して結構膨らんできた状態であったものが、いきなり冷え込んだような形になって、それが本市ももちろんであります、全国的にもいわゆるツアーバスというか、そういうものに対しての観光客数の減少の大きな要因になったと思われまます。

そのような中で、さまざま各事業者といいますか、各行政であったり、さまざまところでいろいろな対策を考えられてこられたわけですが、このような中で観光客増に向けた取り組みが行われてきたと思いますが、そのことについて御説明いただきたいと思われまます。よろしくお願いいたします。観光商工課長にお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本市では観光客増に向けて、さまざまな取り組みを実施してきました。その施策は、直接的に観光客誘致にかかわるものから、土佐清水の魅力を発信し将来的に観光客増につなげるものなど幅広いものです。

幾つか例を挙げてみますと、団体旅行誘致に向けては、平成27年度、28年度にインセン

ティブ事業を実施し、旅行業者を通じた誘客に努めました。個人客誘致に向けては、平成27年度、28年度に旅行券事業を実施。平成29年度には、高速道路等の利用者に地域振興券を還元するキャッシュバックキャンペーンを実施。団体から個人へと変わってきた旅行者のニーズに対応してきました。

インバウンド対策としましては、平成27年度に台湾の大学とインターンシップ協定を結び、翌28年度よりインターン生の受け入れを始めています。

また、土佐清水市の魅力を高めるため、志国高知幕末維新博においてジョン万資料館のリニューアルを行い、それを中心にした観光クラスターの取り組みとして漁船タクシーやレンタサイクル、スタンプラリーにも取り組んでいます。

御存じのように、爪白キャンプ場の整備を初めとする竜串エリアの再開発にも、国・県と取り組んでおり、ジオパークの取り組みとあわせ、数年後には魅力ある観光地に生まれ変わる予定です。

そのほかにも、高知県地域観光課・国際観光課、それから幡多広域観光協議会と協力し、インバウンド対策や観光物産展など多くの取り組みを行っています。

今後も観光客増に向け、観光客のニーズ調査、受け入れる本市の環境整備などを分析しながら、最適な施策を講じられるよう対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞君発言席）

○1番（甲藤 眞君） 観光商工課として、団体旅行誘客、個人旅行誘客のための、さまざまな対策を講じられていることがわかりました。また、インターンシップ推進事業の拡充、外国人観光の推進という部分についても尽力されていることもわかりました。

ジョン万を生んだ土佐清水です。ここでちょっとインバウンドといいますか、外国人観光客のことについて少しお話をさせていただき、そしてまた外国人観光客に対してアピールすることが、ある意味で日本人観光客といいますか、逆輸入的にある程度効果が出てくるのではないかとということなども考えられますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

先日、「あしずり温泉協議会」宿泊施設で調査した外国人宿泊数の資料をいただきました。見てみますと、平成24年度には947名だったものが、平成29年度は4,548名。アジアからの方が4,142名。欧米からの方が391名。オセアニアからの方が14名。その他の地域からの方が1名というように増加をしています。この数字は、先に述べましたように「あしずり温泉協議会」宿泊施設で調査したものであります。その他の宿泊施設の利用者等はカウントされておりません。ということは、本市を訪れる外国人旅行者数は、この数の比ではありま

せん。実際、昨年7月と10月に、私自身どちらも2週間程度ですが、合計4週間ほどであります。足摺や竜串に出かけ、そこにおいでる旅行者の皆さんに声をかけお話を伺ったりしてみました。当然、数もちょっとカウントしたりしたのですが、日本の方はもとより、さまざまな国の方と話をさせていただいたのですが、中でも欧米の方にお話を伺うと、ロンリープラネットという旅行ガイドブックを見ておいでの方が数多くおられました。私自身、そのガイドブックを購入してみました。実は、本日私がここに持参した本がそのロンリープラネットであります。これは、ポータブルドキュメントファイルといいますが、PDFでも見れるのでスマートフォンとかそういうものでも同じものが見れるようになっているものです。だから外国人旅行者とか、あるいはちょっと若い方なんかでも見ておられる方がおりました。この本を開いてみますと、ここに四国と出ちょうがですが、四国と出た最初のこのページの、この目次のところに、何と目次の一番上が徳島。その次に鳴門、その次に阿南コースト、その次に室戸岬、その次に祖谷溪谷、それから高知、それから高知の下に足摺岬なんです。そして松山、石鎚山、高松と。目次に出ている1、2、3、4、5、6、7、8、9、10項目が、この10項目だけがここに目次に出ているわけなんです。この中に、高知の下に足摺岬と出ちょうがです。そういう形で紹介されていますし、それからこの目次の横に、「Why Go?」というふうに書いた欄があるのですが、なぜ行くのかということなんです。ここに何と四国八十八箇所めぐりのこととかが出ておるわけなんです。そしてこの数ページ後ろに、四万十市の次のページですが、ここにこう開けてみますと、この一番上にちょっと色が変わったところが大岐の浜です。それから、ここに足摺岬。この2項目が出ちょうがです。こういうふうで紹介されているわけなんです。この本は、皆さんも御存じだと思いますが、アマゾンというところから出ている本であります。したがって、恐らく私はこの旅行ガイドブックは、世界でも最も多くの方の目に触れる本ではないかと思っております。そのことを考えると、何とこの土佐清水市には、世界に発信されている魅力的な観光資源があるんだ。そういうことを、私自身本当に誇らしく思いました。そして今、竜串エリア再開発や日本ジオパーク認定へ着実な歩みを進めている本市に追い風を感じており、その中でも竜串エリア再開発は私自身にとりまして大いに期待するところではありますが、これまでの観光誘客施策につきましても、継続及び拡充することによって相乗効果もあると考えますので、継続した取り組みをお願いしたいと思います。

このように、世界に発信された魅力ある資源がありますので、これプラス、ジオパーク認定であったり、それからその他、竜串エリア再開発であったり、そういうことで世界に向けて発信がどんどんどんどんできていくような、そういう気がしております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ところで宿泊者数の増加という部分について、今度は観光ということではなくて宿泊者数の

増加ということについて、増加を目指した場合、これは生涯学習課の所管になるとは思いますが、実は本市の各スポーツクラブであったり何かが主催する大会の中では、1大会で350名ほど宿泊者があるものもありますし、また先日、ねんりんピックの高知県代表に本市のシニアソフトボールクラブの皆さんが代表になったわけですが、そのチームの皆さんは県外のチームの皆さんとの交流なんかを年に何回かやっておられて、本市において、県外のチームの皆さんと交流をされておられるような競技団体たくさんあるわけですが、各競技団体が市外、県外の団体との交流を続けておられることというのは、宿泊者数の増加への一助になっておるといふふうに思いますので、観光とは違う形であるということですが、本市のスポーツツーリズムについても今後期待をしているところであります。

以上を踏まえた上で、これまでさまざまな観光施策の推進を図ってこられたところは十分理解できたところですが、現状としては、本市の観光客数は減少傾向にあるのは事実であります。本市の観光業が大変厳しい状況にあると思っておりますが、本市の基幹産業である観光について、市長の観光にかける思いについてお話しただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 観光にかける思いとのことでありますが、これは土佐清水市の強み、この前、JCの講演会のときに知事も来ておりましたが、やはり地域の強みを十分に発揮することが、最大限発揮することが必要だというふうに語られておりましたが、そのとおりでと思います。やはり土佐清水市としての強みを最大限に発揮して、地域を巻き込むようなムーブメントを起こす、それが必要であると思っております。その具体的な戦略といたしましては、きのうも小川議員の質問でお答えをいたしました。土佐清水市観光マスタープランというのを制定をいたしました。これは地域資源を守る、それから資源の価値を高める、観光の魅力を高める、この3つをテーマに11の戦略を定めているところです。

簡単に説明いたしますと、まず地域資源を守る。今、オニヒトデが大変繁殖をいたしまして、その駆除に苦慮しているところでありますが、やはりこのオニヒトデの駆除活動を初め、自然の資源を保全する、そういった活動を拡充していかなければならないと思っております。また、自然環境を題材とした調査研究活動への支援、現在行われている足摺ヤブツバキ再生の取り組みといった地域を守る、資源を守る、保全する、こういった意識を醸成させ、その価値を知り、地域に愛着を持つ市民をふやすことも重要だと思っております。

それから資源の価値を高める。これは、ターゲット、観光客、そのターゲットを明確にした情報発信。これには観光客の動向など本市を訪れた人の詳細なデータの集積を図っていく必要がありますので、常にニーズを把握し、インバウンドや甲藤議員が先ほど言われましたように

体験プログラム、それからスポーツツーリズム、こういったニーズにあわせた観光商品の造成が必要と考えております。

そして観光の魅力を高める。これについては、土佐清水市の魅力を広める人材の育成・確保、ジオツアーとか観光ボランティアのガイド、こういった人材の育成。そして土佐清水ならではの食の提供。そして観光拠点施設の連携も、これも不可欠でありますし、さらには広域的な連携というのも重要と考えております。

このように、資源を守る取り組み、資源の価値を高める取り組み、観光の魅力を高める取り組み、この3つのテーマに沿った戦略を着実に推進すること、そしてあわせて土佐清水ジオパーク構想とリンクさせ、観光起爆剤。観光というのは戦略産業でありますので、観光が栄えることによって、周りの産業も波及効果がありますので、そういった戦略産業として捉え、この地域の活性化を観光によって進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 甲藤 眞君。

（1番 甲藤 眞君発言席）

○1番（甲藤 眞君） ありがとうございます。市長の観光にかける戦略的なお考えとか、もろもろ伺いたしました。先ほど質問の中でも少し話をさせていただきましたけれども、本当に本市はジョン万の町であります。ジョン万を生んだ町であります。ジョン万というのは、アメリカを日本に紹介した最初の男だというふうに言われております。私は、このロンリープラネットを読んでいた中で、今度は土佐清水市が日本の魅力をとるか、本市の魅力を世界中どこにもない、この歴史と文化と、すばらしい観光資源のあるこの土佐清水市を、このアマゾンに出ているような形で既に発信もされておりますので、さらにブラッシュアップして、世界に土佐清水市の名前を輝かせるぐらいの気持ちで、市長を先頭に行政も市民も、そして議会も三位一体で、チーム清水で土佐清水市の観光を周りに発信していきたいと思っています。拙い質問ではありますが、何とかこの思いだけは皆さんにわかっていただきたくて、お話をさせていただきました。皆さんで、チーム清水で頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（仲田 強君） 引き続き、一般質問を行います。

3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 皆さん、こんにちは。清友会の細川博史でございます。

まず初めに、昨日大阪北部を震源とするマグニチュード6.1という大地震がございました。

被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げます。また、昨日の地震では幼い命が奪われるという事故がありました。御両親初め、御家族の悲しみはいかばかりかと推察しております。この地震を対岸の火事とは思わず、私たちもさらなる南海トラフ地震への備えが必要であると改めて痛感した次第でございます。

ところで月日がたつのは早いもので、市議会議員1期目最後の一般質問となります。今回はジオパーク1本に絞って質問を行います。泥谷市政1期目に取り組みを開始しましたジオパーク活動に、私なりに強い思いを持ってやってきたつもりでございます。これまでに、ジオパークに関する質問は5回になり、今回で6回目となります。これまでジオパーク講演会や現地学習などにも積極的に参加してまいりましたし、私なりに理解に努めてきたと思っております。今後もそのつもりでございます。

まず、今議会の泥谷市長提案理由説明では、ジオパークに対する強い思いと土佐清水市にとっての必要性を改めて受けとめることができたと思っております。自分たちの暮らすふるさとの価値を知り、ふるさとを誇りとしてふるさとを愛する人をふやし、そして地域ごとの遺産、資源を活用して自信を持ってさまざまな活動を行い、町の活気をつくり出す。そうすることによって地域を支える人が育つと確信している。大地と自然の恵みに感謝しながら培ってきた先人たちの生きる知恵と思いを子供たちへとつなげ、誇りを持って活動することが私たち世代の使命であり、まさにジオパーク活動は地域を支える人づくりであるという市長の言葉に、ジオパーク活動を進める理由と思いが集約されていると私自身強く感じた次第でございます。

さて、土佐清水市がジオパークの取り組みを始めたのは、4年前の平成26年度からでございます。昨年は初めての日本ジオパーク認定へ向け挑戦し、惜しくも認定見送りという結果になったのは皆様御承知であります。しかしながら、この一年の改善への取り組みは、今度の一次審査通過という結果につながったのではないかと私は思っております。改めまして、推進協議会を初め、関係者の皆様方の労をねぎらいますとともに、一次審査通過を心よりお喜び申し上げます。しかしながら、これからが本当の勝負ではないでしょうか。最終試験であるといってもいい現地審査が、もうすぐ目前に迫ってまいりました。7月11日からでございます。いま一度気を引き締めて、推進協議会関係者の皆様方には審査に臨むことを期待しております。頑張ってください。

まずは、その現地審査に向けた今後の取り組みについてお尋ねしていきたいと思っております。まず初めに、去る5月19日に行われました公開プレゼンテーションに関しまして、観光商工課長にお伺いいたします。公開プレゼンテーションはどのような内容を発表されたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 細川議員におかれましては、ジオジャンパーの着用をさせていただきましてありがとうございます。現地審査に向けて、大変励みになります。頑張ります。またよろしくお願いたします。

それでは、プレゼンテーションについてお答えいたします。5月19日、千葉県・幕張メッセで行われたプレゼンテーションには、泥谷市長、仲田議長を初め、総勢13名で参加してまいりました。発表内容は、土佐清水ジオパーク構想の概要から始め、地質・地形の特徴、前回見送りからの改善の取り組みや推進体制、ジオパーク推進の目的に関して、専門員、ジオパーク推進室長、市長の3名が1人当たり5分、合計15分間の発表を行いました。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 会場の審査委員からは、どのような質問がございましたか。できれば幾つか御紹介いただきたいと思います。観光商工課長にお尋ねいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

質問は3名の委員より、応答時間も含めまして約25分間行われました。具体的に申しますと、ボトムアップ的な会議の議論を、計画や取り組みにどのように反映したのか。地質的には南紀熊野ジオパークや室戸ジオパークと共通しているが、土佐清水でないと感じられないことは何か。土佐清水の地質の特異性を不思議という表現をしているが、その不思議を住民や観光客にどのように伝えているか。そのほか、ツバキ群落の保全活動や、防災にかかる開発行為と地質・地形の保全との関係性などの質問がございました。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、観光商工課長から、3名の方からさまざまな質問があったとお伺いいたしました。

それでは、泥谷市長にお伺いいたします。市長も公開プレゼンテーションに参加され、発表されたとお聞きしております。どのような内容を発表されたのでしょうか。先ほど観光商工課

長からも答弁がございましたが、もう少し具体的にお願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨年の公開プレゼンテーションでは、市長選のちょうど投票日の前日が、このプレゼンテーションということで、推進協議会の会長が参加できないという本当に悔しい思いをいたしました。今回はその思いも含めて、推進協議会を代表してプレゼンをさせていただきます。私は、専門員と室長が地域の概要と地質・地形、そして改善の取り組み、1年前の見送りになってからの改善の取り組み。そして推進体制の説明を行った後に発表をいたしました。

内容といたしましては、自分自身がジオパーク活動へ積極的に参加してきた事例と、それを通じて実感した地域の価値をしっかりと審査員に伝えるために、過去の地震津波に関する石碑をめぐるながら、防災意識と地球活動を考えるまちあるきに参加したことや、地域ごとに違った大地と人のストーリーがあり、個性豊かな食を生み出しているジオ弁当についても具体的に説明し、その後、提案理由で申しましたとおり、私たちがなぜジオパークを推進するのか、その目的と思いを伝えたところであります。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。引き続き、泥谷市長にお伺いいたします。プレゼンテーションを経て、認定に向けた手応えをどのように捉えておりますか。率直な答弁をお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 率直に申しますと、日本ジオパーク認定というのは本当に簡単ではない、非常にハードルが高いというのを肌で感じてきました。ですから、現地審査での関係者一同、もう一度、気を引き締めて準備万端、この現地審査に臨みたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） それでは、観光商工課長にお伺いいたします。市長は先ほど、簡単ではなく、大変ハードルも高く、もう一度引き締めていきたいという答弁がございました。一次審査の要因を、どのように捉えておりますか。教えてください。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

一次審査につきましては、4月に提出しました申請書と、5月のプレゼンテーションにより行われ、プレゼンテーション終了後、開催された日本ジオパーク委員会で審議されました。審議内容や審査の結果の詳細については公表されておられませんので正確にはわかりませんが、一次審査通過の要因ということになりますと、この1年間の改善と、これまでの活動実績や考え方を総合的に判断されたものというふうに考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。一年間の改善が必要ということであり、昨年を見送り理由を、この一年で改善してこられ、申請書にまとめ上げ、その結果一次審査通過を手にしたわけでございます。このことは十分に評価すべきことだと思います。

そこで、その申請書の内容や強調すべきところ。前回と比べて変わったところ。ブラッシュアップされたところなどを教えていただけますか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

まず、前回の見送りの指摘事項に対する具体的な改善として、一つは地球科学的な価値の評価を顧問や高知大学の先生などを交え再度評価し、当市のもつ大地の特徴を捉え、他地域との違いを整理し、これらに基づいたジオストーリーを示したこと。一つは地域の文化や生態系に関するサイトの無かったことに対しまして、文化・生態系サイトを追加したこと。一つは運営面に関して専門員1名を追加し、事務局体制を強化したことを挙げました。

また、南海トラフ地震に向き合う地域として、過去の地震や津波に関する石碑を活用した防災学習の事例やジオ弁当やジオ御膳、ジオガイドの組織化に向けた取り組みなど、ジオパーク活動の広がりも強調し、自然の恵みと知恵を次の世代につなげ、地域を支える人づくりにジオパークは最適な仕組みとして捉え、ジオパーク活動を推進する目的設定を明確にしたところで

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今言われました内容、とても大事だと思います。また人づくり、大変重要なことだと思います。しかしながら、プレゼンテーションを終え、現状は大変厳しいので

はないかと私は思っております。具体的にはどのように厳しいと捉えていますか。また、どのような課題や不安があるとお考えでしょうか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

審査員は、協議会会員や関係者のほか、さまざまな方々との対話をしたいという審査のスタイルが基本にあるようです。そういったことから、申請書やプレゼンテーションの内容、ジオパーク構想の目的や特徴、日本ジオパークの理念や考え方などを共有する必要があります。また、プレゼンテーションの質疑にあった学術的な価値といった難しい話をわかりやすく伝える工夫のほか、地質地形についての保全の考え方や方針、看板やインフォメーション設置などの可視化にも取り組む必要があります。

このように課題はありますが、前向きに認定に向けて取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、課長から言われましたように、会話とか考えの共有。また、難しい話をわかりやすく砕けて話すとか、そういうことをやはり前向きにやっていかなければならないと思っております。

それでは、その課題に対しまして、これからどのように対応していこうとお考えですか。泥谷市長の提案理由説明では、総力戦会議を設置したとのことをございました。この会議は、どのような内容の会議なのでしょう。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

総力戦会議は、協議会会員と関係団体から構成しており、現地審査に臨むに当たって、一致団結した受け入れ態勢を構築することと、地域の機運醸成を図ることを目的としております。そのために、現地審査を迎えるまでの間、毎週1回会議を開催し、基本情報の共有のほか、現地審査員経験者を招聘した講義、現地審査内容の磨き上げ、模擬審査などを行い、対応していく予定としております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 一致団結して毎週1回は行うということで、大変うれしく思っております。地域の機運醸成に特に市議会は貢献すべきであると私は思います。先ほど甲藤議員も言われましたが、住民、行政、議会が一致団結して審査に臨むという姿勢や雰囲気づくりは、ジオパークに対する地域の思いと一体感を審査員に対して表現できる、最も有効的なアピールではないでしょうか。そのためにも、まず現地審査が行われることを多くの市民の方々が知らなければならぬのではないのでしょうか。どうでもいいという考えが一番よくないと思います。土佐清水市広報やホームページ、フェイスブックなどを通じて広く発信することはもちろん大事なことでございますが、しかし直接対話して口コミで広げていくことが最も効果があらわれるのではないのでしょうか。皆さんで、いろいろなところで話題に出していただき、ぜひ拡散していただきたいと切に願っております。

さて、現地審査についてお伺いいたします。現地審査として3名の方が来られるとお聞きしておりますが、どのような方々なのか簡単に御紹介いただけないのでしょうか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 3名の現地審査員について、簡単に御説明といたしますか、御紹介させていただきます。現地審査員3名につきましては、時事通信社解説委員の中川氏、文化庁記念物課の柴田氏、香川大学教授の長谷川氏の3名です。

中川氏は日本地震学会に属し、2008年から日本ジオパーク委員会委員を務めるなど、審査員経験は豊富な方でございます。

柴田氏は地質学を専門とし、元室戸ジオパークの専門員を経て現職についております。審査を受けた側、行った側の両方の経験をお持ちの方です。

長谷川氏は地質工学、地盤災害、地域防災を専門としておりまして、今年度より日本ジオパーク委員会調査運営部会員となった方で、審査は今回が初めてということでございます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

ところで、現地審査の内容は、今のところどのような予定で実施されるのでしょうか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

現地審査は、7月11日水曜日から13日金曜日の3日間で行われる予定です。

今後、変更も十分に考えられますが、現在のところ、11日に土佐くろしお鉄道15時31分中村駅着で来られる予定でして、その後2時間程度、審査行程の説明などヒアリングが市役所で行われます。

12日は、午前中に中浜地区の自主防災の取り組み、宗田節づくりの体験。午後は足摺岬ジオツアー、椿再生プロジェクト関係者との意見交換などを行います。

13日は、午前中に竜串ジオツアー、竜串自然再生の取り組みや竜串再開発に関して意見交換を行い、午後は事務局が主に対応するヒアリングの後、講評が行われ、16時30分ぐらいには終了する予定となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今お聞きしますと、11日は2時間ほどヒアリングを行い、翌日は中浜、宗田節、足摺、最後は竜串方面を回るということで、ぜひともそのよさを知らせていただきたいと思います。

それでは、現地審査に向けての最後の質問を泥谷市長にお伺いいたします。いま一度、現地審査に向けての一言をお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） とにかく、皆さんに協力していただきたいと。市民一致団結してやっていただきたいというのが、今の率直な考え方であります。先にもお答えしましたように、一次審査を終えた現時点では、日本ジオパーク認定は簡単ではないと思っております。しかも、審査日程がどちらかというところ9月ごろかなと思っておりましたら、7月の本当に最初のころということで日程が決まりましたので、準備期間もそれほど余裕があるという状況ではありません。

しかしながら、これをプラスに考えて、逆に気を引き締めて危機感を持って、スピード感を持って取り組む、そういうことを考えているところでありますし、決して諦めることはない、そういうふうを考えておるところであります。

現地審査の日程は決まっておりますので、今はそこに照準を合わせて、そのために総力戦会議を設置しておりますので、可能な限り対策を講じ、私たちのこれまでの実績と考え方、やる気を自信を持って審査員に伝えることが大事だというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、市長が言われましたように、やはりみんなが団結しなければなりません。ただ、準備不足をプラスに変えて、スピード感を持って、諦めずに総力戦へ向けて頑張っていただきたいと思っております。

続きまして、冒頭でも申し上げましたが、土佐清水市がジオパークの取り組みを始めて早くも4年が経過いたしました。ジオパークとは、地球の歴史がわかる地質遺産、大地の上に広がる地域の生態系、そしてその中で営まれてきた地域の歴史、文化、遺産を対象とし、それらの保全をベースとしながら教育や観光などに活用することで、地域の持続的な発展を図っていく活動ではありますが、土佐清水市がジオパークとして目指す方向や活動の方針、特徴などについて質問してまいります。

土佐清水市ジオパーク構想についてお尋ねいたします。まず、観光商工課長にお伺いいたします。前回の認定見送りにおける指摘事項に、地球科学的価値の再評価やジオストーリーの構築が挙げられておりました。これらを改善することによって、ジオパークの見どころ、ジオサイトも見直されたのではないのでしょうか。見直し後のサイトの数や特徴など、ジオサイトの一般的な情報について答弁をお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

教育的価値やツーリズム的価値を有する、地質・地形に関する場所をジオサイトとして20カ所、同じく教育的・ツーリズム的価値を有し、生態学的及び文化的な価値が示されている場所を自然サイト、文化サイトとして6カ所選定しています。

代表的なジオサイトには、足摺岬、唐人駄場、竜串海岸のほか、新たに津呂・窪津の海成段丘や弁天島を追加しました。

自然サイト、文化サイトには、足摺岬のツバキ群落、松尾のアコウ、地震・津波碑群を新たに追加いたしました。

以上です。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。ジオパークとしての特徴や魅力の売りは何でしょうか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

(観光商工課長 倉松克臣君自席)

○観光商工課長(倉松克臣君) お答えいたします。

竜串海岸の奇岩、大竹小竹やしぼり幕などの名称で親しまれている竜串海岸の地層は、大陸の一部であった日本列島が現在の位置に移動していた活発な地殻変動の影響を受けており、日本列島形成時の激動の時代を今に伝える貴重な場所です。

足摺岬の断崖絶壁をつくっている花崗岩は、日本列島では珍しい成分をもち、地球上で最も若いラパキビ花崗岩が存在することなどは、ほかのジオパークにはない大きな売りと言えます。

このように、足摺岬からの眺望、竜串海岸に連なる奇岩、当市の観光を支えている貴重な観光資源であると同時に、学術的な価値も高く、ジオパークとして魅力を伝える代表的な場所があります。

以上です。

○議長(仲田 強君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) ジオサイトや自然サイト、文化サイトなどの地球の遺産や地球科学という視点を活用して地域づくりを図っていくわけですが、ジオパーク構想を進めていく上での方針はどのように設定していますか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長(仲田 強君) 観光商工課長。

(観光商工課長 倉松克臣君自席)

○観光商工課長(倉松克臣君) お答えいたします。

ジオパークの基本的な考え方は、貴重な地質遺産の保全と活用の両立をもって、地域の持続可能な発展を目指すものです。この考え方のもと、地域を支える人づくりという目的に向かってジオパーク構想を進めていくために、4つの方針を定めました。

一つ目は、ジオパーク活動の基礎となるジオサイト及び自然・文化サイトの保全。

二つ目は、学校教育や社会教育を通じて地域を学び、ふるさとへの誇りを育む教育活動の推進。

三つ目は、ジオパーク関連の商品開発やジオツアーによる直接的効果のほか、観光業や水産業への相乗的な効果をも目指す地域経済の発展。

四つ目は、地域へ広く認知され、また地域外の土佐清水ファンも増加し、地域住民が自信と誇りを持ってさまざまな活動を実践していくことを目指す地域の活気づくりであります。

以上です。

○議長(仲田 強君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番（細川博史君） ありがとうございます。今、4点について御説明いただきました。ジオパーク構想を進めていく上での方針がよくわかりました。

では、その方針を進めていくためには具体的にどのような取り組みを実施していくお考えですか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

4つの方針を進めていくために、14の取り組み項目と37の具体策からなるアクションプランを定めました。

保全に関しては、各サイトの定期的なモニタリングの実施とデータ蓄積を図ることや、保全活動の定着に向けたPRなどを実施していきます。

教育活動では、ジオパーク学習プログラムを開発し継続的な実行のほか、防災・減災活動を担う人材の育成。

経済発展では、ジオツアーの造成、地元食の価値向上、サイト解説板の整備促進。

活気づくりでは、ジオパーク情報の発信強化、竜串にできます国立公園ビジターセンターとの連携などの取り組みを実施していきます。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、観光商工課長の答弁をお聞きいたしまして、ジオパーク構想を進めていく上での方針や取り組み、ジオパークとしての特徴や保全や活用を図っていく具体的なジオサイトもよくわかりました。

泥谷市長が提案理由説明で述べられましたが、なぜジオパーク活動を推進するのですか。ジオパークに取り組む最大の目的は何ですか。ジオパーク活動を通じて、私たち世代の使命を確認する上でも、もう一度その理由を答弁していただきたいとお願いいたします。泥谷市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これは議会冒頭の提案理由説明でも申し上げましたとおり、もう簡潔に一言で申し上げます。ジオパーク活動を推進する目的は、地域を支える人づくりであります。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。本当に人づくりは大事なことでござい

ます。ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

最後に、持続可能な観光について御質問いたします。この質問をしようとしたきっかけは、福井県鯖江市長が国連本部での市の取り組みの紹介の記事を見てからのことでございます。最近よく耳にいたします、「SDGs」、持続可能な開発目標、そしてジオパーク活動の大目標も地域の持続可能な発展であるからであります。加えて、何より観光立市である土佐清水市であるがゆえに、観光に関しましても持続可能な視点を持つことは、観光振興を図っていく上でも重要と考えたからでございます。国連広報センターUNICによりますと、国境を越えて観光する人の数は世界で一日300万人以上に上り、毎年およそ12億人が海外旅行をしているそうでございます。開発途上国の経済成長を支える観光は貧困撲滅や雇用創出につながり、また旅先での異文化交流は、無知や差別といった障壁をなくし、さらに自然との触れ合いを通じて資源の有効活用や気候変動などの環境に対する問題意識を高め、地球規模の課題について考える機会を得ることができると言っております。人やもの、情報の行き来をより速く容易にしたグローバル化は、観光も勢いづけ、経済を潤す一方、文化や遺産の保護、自然環境の保全、労働環境の改善などの課題を浮き彫りにし、観光におきましても持続可能性を追求することが喫緊の課題と捉えております。そのために国連は、2017年を開発のための持続可能な観光国際年と定め、観光の役割に対する認識を広めております。

日本ジオパークの基本的な運営と活動の考え方は、ユネスコ世界ジオパークUGGPを踏襲しており、ユネスコは持続可能な観光を推進しております。

そこで、泥谷市長に最後にお尋ねいたします。竜串再開発による観光の振興と同時に、持続可能な観光の理念を土佐清水市にも浸透させてはと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 竜串エリアの再開発、国・県・市が連携したプロジェクトとして、平成31年に爪白キャンプ場及び国立公園ビジターセンターが、平成32年には新海洋館が相次ぎオープンします。地域経済の起爆剤として期待もしておりますし、その経済効果については、はかり知れないと考えております。そのように、観光は地域経済を支える柱であり、地域社会をつくる上で大きな推進力になります。しかしながら、多くの人の移動をもたらす観光は、それだけ自然環境や社会環境へ与える影響も多く、自然資源や生態系、伝統文化などの地域遺産の損耗や破壊などを招く原因にもなることも考えておかなければなりません。そのようなことで申しますと、ジオパーク活動における観光の目指すところは、単に地質・地形やストーリーを楽しむ観光だけでなく、観光の源である自然資源や文化遺産を保全しながら将来へ維持して

いくという持続可能な観光を推進する活動であります。例えば、竜串エリアの再開発後には多くの観光客が想定でき、新海洋館などの施設から竜串・見残し海岸等の自然体験のほか、足摺岬など市内エリアへの周遊を促進し、滞在時間を延伸する対策と同時に、保全に対しての具体的な対応も考えておくべきだと思います。自然によって成立するジオガイドツアーや自然体験メニューでは、その対価をしっかりと料金に反映する価格設定を行い、一部を保全経費に充てるといったシステムも、その一つとして考えられるところであります。

ジオパーク活動は、徐々にではありますが地域に根づいてきていると考えています。長期的な視点をもって、地域を支える人づくりを推進する土佐清水ジオパーク構想は、持続可能な観光の考え方も普及させる活動であると考えております。

○議長（仲田 強君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、市長が言われましたように、本当に自然の保全は大切でありますし、人づくりは大切でございます。

今議会を最後に御勇退されます皆様方に対しまして、私は万感迫る思いがございます。時の流れとはいえ、残念な思いでいっぱいでございます。思えば4年前に初めて議員として市議会に登壇したときは、右も左もわからない中、諸先輩方に導かれながら言い尽くせない数々のことを学んでまいりました。本当にありがたく、先輩方のもとで議会運営に携わってこれたことにつきまして感謝の気持ちでいっぱいでございます。これまでの御苦勞に敬服いたしますとともに、新たな人生が健康で充実した楽しいものでありますように切に願っております。本当にお疲れさまでございました。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月20日午前10時に再開いたします。御苦勞さまでございました。

午後 2時37分 延 会